

令和元年（2019年）12月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 令和元年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和元年12月17日（火）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	宮原俊也
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	植地 俊文
教 育 課 長	中井 克佳	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8 番 樋口泰生

9 番 太田哲生

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

平野隆久議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずはご報告申し上げます。本定例会において10人の議員から一般質問の通告書が提出されました。一般質問については本日は5人、18日の本会議で5人ということで、2日間で運営させていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

平野隆久議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 樋口 泰生君

9番 太田 哲生君

のご兩名をご指名いたします。

日程第2

平野隆久議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

最初に通告しましたすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、御礼の言葉を述べないよう、十分に注意していただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

平野隆久議長

それでは、8番 樋口泰生君の発言を許します。

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただき、令和元年12月議会定例会の一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、この場をお借りして一言申し上げたいと思います。

令和元年ももう少しで暮れようとしておりますが、今年10月には日本国中で台風15号、19号が立て続けに来襲し猛威をふるい、大きな爪痕を残しました。災害に遭われお亡くなりになられた皆さまには、ご冥福をお祈り申し上げるとともに、いまだに復旧・復興に頑張っているいらっしゃる皆さまにおかれましても、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

さて、今年最後の議会質問でございますので、町長と町民の皆さまにとって、実り多き時間となることを期待し、質問に入らせていただきます。

まず1項目は、紀北町公共交通空白地有償運送について、2つ目は、地方創生総合戦略についての2項目であります。

まず、1つ目、紀北町公共交通空白地有償運送でございますが、来年、令和2年2月17日から8月16日の6カ月間、予定されております公共交通空白地有償運送の施策について、7項目について、まずは答弁を求めます。

まず1つ目、目的及び目標。2つ目、運行主体及び運行区域。3つ目、利用料金及び支払い方法。4つ目、運行時間及び利用者。5つ目、配車応答の仕組み。6つ目、行政コスト及び収支計画。7つ目、国県補助金等々についてでございます。

なお、再質問は答弁のあと必要に応じてさせていただきます。答弁をよろしく願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。今日、明日と一般質問ということでございますので、至らない答弁もあろうかと思いますが、どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、まず樋口議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

紀北町公共交通空白地有償運送についてのご質問でございます。

本事業につきましては、住民の皆さまや議員の皆さまをはじめ多くの方々から公共交通空白地等の解消に向けての取り組みを早期に実現するよう求められている事業でございます。

このことから、平成30年度に実施いたしました相乗り運送実証実験の調査結果や、公共交通関係者への聞き取り調査、また多くの方々の意見等を参考にさせていただき、安全性の確保を重視した上で、現時点において本町に相応しい新交通システム実証事業を考えたところでございます。

それでは、事業の内容につきまして説明をさせていただきます。まず目的及び目標についてでございますが、目的といたしましては、高齢化や核家族化等による移動困難者の移動手段の確保、公共交通空白地を解消し、将来にわたって住民や観光客等が利用可能な運送の実現に向けて取り組みを推進することを目的としております。

また、目標といたしましては、この取り組みを推進することで、本町が直面する少子高齢化問題や観光振興、暮らしやすさの向上による移住・定住対策、高齢者の免許返納の促進など多くの課題解決に向けての施策を推進できるようにしていきたいと考えております。

続きまして、運行主体及び運行区域でございますが、運行主体は紀北町、運行区域は町内全域となります。なお、運送の形態につきましては、ドアツードアのデマンド運送となります。

続きまして、運行時間及び利用者でございますが、実証実験の実施予定期間は、令和2年2月17日から8月16日の6カ月間、毎日運転をさせていただきます。運行予定時間につき

ましては、海山地区は8時30分から午後4時20分、紀伊長島地区は8時45分から午後4時となります。なお、紀伊長島地区の運行は海山バスセンターを配車センターとするため、そこからの移動を考慮した時間設定としております。利用者につきましては、一人で公共交通機関を利用できる方が対象となります。

続きまして、配車、応答の仕組みでございます。先ほど説明をさせていただきましたが、配車センターは海山バスセンターに配置いたしまして、基本的には効率を考えて、2台の車が紀伊長島地区と海山地区に1台ずつ分かれ、それぞれの地区内を移動いたします。

利用申込みにつきましては、海山バスセンターにオペレーターを設置いたしますので、利用者は配車センターに電話をかけていただき、氏名、電話番号、出発地、目的地、出発希望時間を伝え、オペレーターは現在の運送状況を確認して、迎車時間を伝えることとなります。

続きまして、利用料金及び支払い方法でございますが、利用料金は1運送につき、初乗り10分間で600円、以後5分ごとに500円の加算となります。支払い方法は利用者には、降車時に運送時間に応じた運賃を現金でお支払いをいただきます。

続きまして、行政コスト及び収支計画でございますが、運行経費といたしましては、年間約1,500万円を見込んでおります。財源といたしましては、運賃収入180万円を見込んでおります。なお、今回の事業におきましては、集落支援員制度を活用したいと考えておりますことから、集落支援員に対する特別交付税措置として、賃金と活動経費に対する支援といたしまして、一人あたり最高350万円がございまして、約1,000万円を見込んでいるところでございます。

したがいまして、町の持ち出し分といたしましては、320万円を見込んでおり、現時点では有利な制度を活用した事業となっております。

続きまして、国庫補助金等の利用でございますが、国庫補助金につきましては、今のところ該当がございませんが、県補助金につきましては、本事業が先進的な取り組みとの評価からご検討もいただいているところでございます。

本事業の実施におきましては、できる限りの町の負担が大きくなったり、利用者の負担が大きくならないよう特定財源の確保に努めたいと思います。

以上、簡単ではございますが、実証実験期間中は皆さまからのご意見をお聞きし、いろいろと改善を加えながら、本運行への移行を検討してまいります。また、町民の皆さまへの周知につきましては、広報、行政放送、マスコミ各社への情報提供、町ホームページなどにより周知してまいります。

以上でございます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

ご答弁ありがとうございました。引き続き再質問をさせていただきます。

私は以前からいこかバスを含めて、公共交通に関しその度ごとに質問をさせていただいてまいりました。6月議会もこの件に関して質問をさせていただきました。

特に運営、運行主体について、しつこくお聞きしました。その後、速やかにこのようにですね、実施に向け予算化していただいていることを、大変ありがたいこととっております。そして先頃、11月25日に議会全員協議会において、詳細の説明をいただきましたが、私自身もう少しこのシステムについて、疑問点をなくし諸手をあげて担当課の皆さんの応援をしてまいりたいと、そのように考えております。

そこで質問でございますが、運行主体は紀北町ということでお聞きしました。11月28日の地方紙にも書かれております。「全国にも例のない取り組み」という記事がありました。町長がお答えになったのか、担当課長が応えたのか、どの点がですね、例のない取り組みなのか、その点に関してご説明をまずいただきたいと思います。新聞もしご入り用でしたら見せます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全国にも例のないというのは、私がお話はしてないと思うのですが、課長が説明の中でお話したのではないかと考えております。これIT点呼ですとかですね、自家用車をタクシーのように使うデマンド方式、ドアツードア、こういったものにつきましてはですね、三重県ではございません。

それで全国的にもですね、いろいろなこういうワゴンのようなものを使ったり、相乗り運送のような形はあるんですけど、タクシーのように使えるような形式というのは、今、三重県内ではございませんので、そういう意味で使わせていただいたのではないかと考えております。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

先ほどは町長がお答えになった部分と、それとですね、あと本町の新交通システム実証事業につきましては、町が運行主体となりまして、自家用車を活用しての運行をすることから、県内で実施しているところはなく全国的にも大変珍しいと、そういった部分もございます。以上でございます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

一番のポイントが運行主体が自治体ということで、お聞きさせていただきたいと思います。次にですね、全協の時にもいただきました資料、それから何点か質問させていただきたいと思います。まず1つ目でございますが、先ほど説明いただきましたですけど、その中で私のちょっと疑問といたしますか、この点にもう少し詳しくと疑問も含めてですね、質問させていただきたいと思います。

資料からでございますが、1番目にですね、事業の目的から「いこかバスや河合線の抜本的な見直し」とあります。この抜本的な見直しのですね、含まれた意味合いをですね、答弁をいただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、今日の答弁ではそういった抜本的な見直しは使っておりません。全協の時のお話だと思うんですが、基本的にこの新交通システムを使ったことによってですね、河合線やいこかバスの影響を見て、今後の河合線、いこかバスの在り方を考えなければいけないという趣旨でございます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

ここにその時の説明書がありましてですね、その事業の目的のところ、抜本的なと書いてありますので、訂正ではないんですが、これは町長のお言葉と捉えていいのかということで、再度お聞きしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

記載してあるんで、そのことも事実でございます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

ありがとうございました。そうですね、よりすばらしい運行といいますか、どんどん良い形になっていって欲しいと思います、私も。

次に移ります。3番にですね、今のこの資料、実証実験についての説明書の3番に、運送の区域、それで先ほどの説明でもありました。運送区域は町内全域というご説明でしたんですが、例えばですね、町内の方が尾鷲の総合病院へ行きたいという人があった場合ですね、その場合どういうふうに対応したらいいのか、それに対しての答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この新交通でですね、最寄りのバスとかJRの駅まで使っていただいて、その後は公共交通機関をですね、お使いいただきたいと考えております。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

もう少しわかりやすくいうと、町内からこのタクシーですずっと行きたいと思ってですね、海山を越えて峠を越えようとした時にだめよというふうに判断すればいいのか、確認ですがよろしくをお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、今、行っているのは行政圏内におきましての地域公共交通会議で承認をいただいております。この運送する上では地域公共交通会議のですね、了承をいただかないと運行できませんので、もしも他市町に行くというような手段が、そういうことが生まれてくれば、尾鷲市とか大台町、その他大紀町、そういった発着点が紀北町という観点からす

れば、できないこともないんですが、他の町にはタクシー等もございまして、公共交通の問題はですね、それぞれの町の公共交通にもかけなければいけないんで、我々としてはスタートとして、まずこの圏域内の運送という、地域内の運送ということで、今、取り組まさせていただきます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

だいたいわかりました。発着というか、着地点での公共交通会議をお願いをしてですね、そちらのほうでオッケーができれば、いわゆる隣の市町とかですね、できないことはないというふうに向っておいてよろしいのでしょうか。

それともう1点ですね、当然町内には福祉タクシー等ですね、従来からそういったよく似た仕事をされている業者さんがあると思いますけど、そちらとのですね、調整とかそういったものに関して、今後問題は出てこないのか、その点に関して答弁をいただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には他市町の公共交通会議で了解をいただければ、他市町へも行けると。紀北町が発着点であれば、そういう形にはなっておりますが、基本的には他の市町もですね、他の交通事業者がございまして、なかなかうちが新交通システムに取り組めたのは、逆にいえばタクシー会社がないんで、競合性がないということがございまして、公共交通会議には先ほどおっしゃった福祉タクシーの方も、タクシー業界、三重交通の方、そういった方が入っておりますので、そういう方の了承をいただかないと、他の民間とか、そういった部分のですね、影響を与えてはいけないという観点がございまして、そういう形で相談させていただいておりますので、福祉タクシーの方ともですね、担当のほうが何度もお話をしながら、話を詰めてきたような次第でございまして。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

了解させていただきたいと思います。

次にですね、この説明書の中の6番、実施予定期間及び運送時間、先ほど紀伊長島、海山
のですね、運行時間について説明いただきましたが、紀伊長島の場合、午前8時45分から
午後4時までということで、朝一番のJR特急はですね、7時半なんです、これに乗りた
いというお年寄りがあった場合、どういうふうに対応したらいいか、答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、基本的に試験運行におきましてはですね、この時間でさせていただきたいなと思っ
ております。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

先ほど最初の説明の後にですね、今後試験運行の半年間でいろいろな町民のご意見とか、
関係各位の方のご意見をいただいて、修正していくと。その中にこれも取り入れていただく
というふうに認識させていただいてよろしいでしょうか、再度答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これらにつきましても、運行時間とか運賃とかですね、変更の場合は公共交通会議にかけ
なければいけないということがあって、その了承があるということでございます。我々とい
たしましてはですね、この試験運行の中であらゆる可能性を考慮しながら、本格運送にどう
取り組んでいくかということを検討したいと思えます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

それでは、次に移らせていただきます。

項目が7とある資料の中なんです、運転手及び使用車両について、運転手は4人体制で
すが、両地区の車両は通常どこに待機しておりますかと、さっき海山のバスセンターという
ふうに捉えさせていただいたんですが、紀伊長島地区の場合も海山のバスセンターなんでし
ょうか。それとも違うところに配備といいますか、待機しているのかその点に対してよろし

くお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

海山地区はバスセンターもしくは休憩のしやすいところでいただきます。長島地区の場合は、基本的には駅の近くとかですね、こういう役場の近くとか、休憩しやすい、これもそういった場所を今後ですね、どこが最適なのかということも、利用状況等も踏まえてですね、考えていきたいと思います。

ですから、スタートは海山のバスセンターなんですけど、それぞれの地区に1台ずつ車を置かさせていただくということになります。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

次に移ります。運賃についてなんですが、先ほどですね、時間設定、初乗り10分600円、追加で500円、5分ごとにとということなんですが、これなぜ時間なのか、通常のタクシーは距離でございますけど、それに対しての答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず10分という初乗り運賃でございますが、以前この相乗り運送の時の10分間移動というのが、84%ございました。それでその84%の10分間を使いやすい料金で設定をさせていただきました。そして、20分以内がほとんど99.6%を占めておりました。そういうことから短い距離を移動される方が、ご利用されたのが相乗り運送でございましたので、そういうことからそういう料金設定、使いやすい料金設定という観点で設定させていただきました。もちろん他の公共交通との料金の差もですね、検討した上でということです。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

どんどんまいります、すいません。

現金決済というのをお聞きしておりますが、カード決済は検討されるのか、されないのか、

その点に対して答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずは電話、それから現金決済ということでさせていただきます。これも試験期間中なんですけど、今、高齢者がどちらかといえば多いんで、むしろそのほうが利便がいいのではありませんかと。でも、その後ですね、そういうカード決済等もですね、いろいろ取り入れられるかどうか、そういうIT、AI的な部分も取り入れられるかどうかを検証もしていきたいなと思います。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

この資料についての質問は、今から申し上げますのが、最後にさせていただきたいと思えます。

利用方法についてのところはですね、ご説明いただいたんですが、予約についてということで、前日から予約かとありますが、数日前から3日前、5日前からの予約はできないのでしょうか。その点に関して答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

試験運行におきましてはですね、そのようにさせていただきたいなと考えております。それはまだ試験運行ですので、1週間、10日前からですね、そういった予約をされても、なかなか整理ができない部分もあろうかと思えますので、タクシー的な感覚で前日もしくは当日という形でさせていただきたいなと思えます、試験運行においては。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

質問のほとんどはこれで終わりなんですけど、最後に1点ですね、ご質問させていただきたいです。この事業の運行管理ですね、三重交通に委託することになっておりますが、私の1点ある危惧がですね、10月17日、紀勢新聞報道記事の情報ですが、三交タクシーが津市内

から撤退して7カ月、地元は大変で悲鳴があがっているとあります。理由は経営基盤の強化のためとありますが、三交タクシーは三重交通グループのメンバーであり、経営基盤強化のため撤退、これ大丈夫でしょうか。同様な事象が我が町でも起こりうるのではという不安、安心は担保されているでしょうか。町長にしっかりとした協定もしくは契約、そういったものに対してですね、答弁を求めます。よろしくお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、都市部でもそういったことが起きているということでございます。我々としてはその三重交通に経営を委託するわけではございませんので、運行管理の部分を三重交通さんに委託させていただきます。

運行管理をなぜ三重交通かという、三重交通はですね、いうたら公共交通のプロでございます。そういったプロで運行管理の資格を持った方が複数ございますので、いろいろ事故の対応とか、いろいろ運行管理に対して秀でたノウハウを持っておりますので、そちらをお願いしたいということでございますので、経営でどういう判断をするという問題ではなしに、その部分だけ委託させていただくということです、そういうことはないのではないかと考えておりますし、三重交通ともですね、そこら辺はしっかりと協議をしていきたいなと思っております。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

今のご説明でよくわかりましたので、よろしくお願いしますと思います。

この質問で今の答弁ですね、町民の皆さんの理解が深まればよいのですが、足りない点につきましては、他の議員も質問されることと思いますので、その時に足りない部分のご指摘をいただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

2つ目、地方創生総合戦略についてでございます。紀北町地方創生まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗と今後の課題について質問します。この計画は主に人口減少と地域経済縮小の克服に関連する施策、事業を重点的に取り組まれ、期間は平成25年度から31年、令和元年度末までとなっております。今年度で一区切りとなることから、実績の成果と、それに

伴う今後の展開を質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方創生総合戦略についてということでございます。平成 26 年度に施行されましたまち・ひと・しごと創生法を踏まえて、本町では平成 27 年度から平成 31 年度、令和元年度までの 5 年間の計画期間といたしまして、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をしたところでございます。

総合戦略におきまして、本町の最上位計画であります総合計画の各分野の施策のうち、人口減少と地域経済縮小の克服に関する施策事業に関して、数値目標等をあげまして、P D C A サイクルのもと取り組みを進めてきたところでございます。

なかでも総合戦略を踏まえた事業につきましては、国から地方創生関連交付金として、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間に おきまして、およそ 1 億 5,000 万円の交付を受けて事業を実施してきております。

交付金事業につきましては、主に子育てや移住促進、地域製品のブランド化、観光推進にかかる事業を実施いたしまして、検証機関である紀北町地方創生会議におきまして、各事業について更に事業を推進するよう提言をいただいているところでございます。

本年度が計画期間の最終年度となりますが、今後も切れ目のない地方創生の取り組みを進めるため、今月下旬にも示される予定の国の次期まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、趣旨を踏まえて本町の地域特性に見合った、次期総合戦略の策定準備を進めていく予定でございます。以上です。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8 番 樋口泰生議員

あらかじめ国との関連に関してご説明いただきました。これですね、5 年目にもう終盤にさしかかっておりますが、どういう成果かお答えいただくか楽しみにさせていただいております、K P I 平成 30 年度公告集計表、これの提出をお願いしましたところ、いただいておりますので、この書類からですね、3 点ほど答弁を求めたいと思います。

この中ですね、お手元に町長ございますよね、これですね、基本目標の 2 にですね、住みたくなる地域づくりの社会増減数の平成 30 年度実績は、マイナス 36 人、年 36 人、この

成果の要因はなんだと分析していますかと質問させていただこうと思ったんですが、それとですね、町勢要覧、平成 31 年 4 月発行の人口動態の社会動態増減数値というのがあるんですけど、これとですね、お持ちですよ、ネットで検索して出した書類なんですけども、要はですね、通常は 190 人、200 人と差があるというか、どんどん社会減で減っていく紀北町においてですね、36 人という年度があると、それがすばらしいなという意味で、それでですね、ちょっと人口動態、社会増減を見ていただけます。

2 ページ、人口動態の 2 ページですね、これの平成 30 年度がですね、マイナス 187 人になっているんですよ。それでいただいた資料は 36 人なんですよ。ですので、通常の目標よりも 36 人すごいな、これ何の要因ですかと聞こうと思ったんですけど、いま出しておる最新版のですね、町勢要覧とのこれは何ていうんですかね、違いがですね、これに対してまず答弁を求めたいと思うが、どうしたらいいのかというのは、私ちょっと質問ができないので、よろしくお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

数値的なことなんで、できたら担当課に答弁いたさせます。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

ちょっと今、手元に資料がございませんので、ちょっと詳しくはですね、ちょっと戻って調べてみないとわからないんですけども、自然減というのはいわゆる死亡とかですね、そういった部分でありますけども、社会減というのですね、転出とかそういった部分になってくるんで、そういったところでもってですね、数値の違いというのが出てきておると思うんですけども、ちょっと今手元に資料がないもんですから、少し調べましてお答えさせていただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとこれ調査というか、調べさせていただいてよろしいですか。今この場では答弁しかねるようなので、よろしいですか。あれでしたら暫時休憩の間に調べさせてもらうとか。

平野隆久議長

それでは、15分まで休憩といたします。

(午前 10時 06分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 15分)

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどは申し訳ございませんでした。担当から答弁をいただきます。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

即答できずに申し訳ございませんでした。

調べましたところですね、町勢要覧につきましては、これは住民基本台帳のほうの数値を抜いてございます。今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略における数値目標、K P Iのほうに記載しております数値につきましては、三重県月別人口調査表ということで記載してございます。なぜ町勢要覧よりもK P Iのほうがですね、人口が少ないのかという部分につきましては、これ実は外国人の数がですね、町勢要覧のほうは含んでおりませんでした。外国人につきましては紀北町はですね、東南アジア系の方がかなり入ってきておりまして、増えています。その関係で今回ですね、そういった差が出たということでございます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

外国人、もう1つだけ聞いておいたほうが、住基ネットにおいては、外国人の登録というのは関係なんですかね。もう一回だけそれにもうちょっとだけ詳しく説明いただけませんか。すみません、お願いします。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

外国人の数についてもですね、当然把握のほうはしてございます。ただ、今回その数値としてですね、採用していた部分につきましてですね、外国人のほうは住民基本台帳そのままの数字で、入ってない数字を用いたということでございます。以上でございます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

それでは今ので理解させていただきたいと思います。

ですので、この成果はなんですかとお聞きしたいんですけど、外国人の方が転入されてみえたというふうに判断させていただきたいと思います。

次に2点目なんですけど、この資料の空き家バンクの延べ成約数の高い成果ですので、5年間にわたって51件という空き家バンクの成約数がございまして、この成果に関してどういうふうに、このいい要因ですね、それをどういうふうに分析してみえるのか、答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

数字的なものなんで、担当課長のほうから答弁いたさせます。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

空き家バンクの利用につきましてはですね、年々地道にですね、増えてきてございます。だいたい年間10件前後ぐらいずつですね、増えてきておりますので、そういったことが地道な成果が出てきておるということで、今後も引き続きそういったPR活動等をですね、やっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

そういう結果が出たということで、因みにですね、今、空き家バンクに登録されています。空き家の戸数ですね、ご案内いただければと思いますが、よろしくをお願いします。

それと増やすためのPRも含めてですね、ご説明いただくんですけど、いただければと思います。

平野隆久議長

樋口泰生君、今課長のほうから後で調べてということだったんですけども、後でもよろしいんですか。その点について。

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

後で結構です。議員の皆さんにもよかったですらご案内いただければと思います。

次に移ります。3つ目の質問ですが、この資料に基づくですね、スポーツ合宿の成果についてです。この結果がですね、私ぱっと見て不思議な結果なので、質問させていただきたいんですが、30年度実績で合宿数達成状況が4.6ですので、1だと目標どおり、これ4.6倍合宿数があるんですね。それに比べてですね、その同じ年度の宿泊数が0.75、合宿数がすごく増えておるのに4.6倍に、宿泊数が4分の3とは、これいかにという質問なんですが、答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これにつきましてはですね、以前もお答えさせていただきましたスポーツ合宿が、基本的に3連泊ぐらいだったんです。それで私は倍にしろということで、担当課へ指示しました。それと28年度は全国大会がございましたので、28年度でよかったんやな、5,300となって、さあ頑張らましようとしたんですが、なかなかやっぱり全国大会の数字をですね、ない年に集めるのが難しいような状況です。

来年は国体のプレもありますし、その次は国体もございまして、目標はいついけるのかなと思います。それと下のほうはですね、新規合宿でございまして。新規合宿というのが、あまりなかったのが現状値という形になってはいますが、それからですね、600泊にしろという

ことで、担当課に頑張れということで、この新規をお越しいただけませんかということで、県内の各高校等も回ったり、近隣の大学やそういったところも回らしていただいて、新規に来ていただいた方が92件増えたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

今、町長の答弁でとにかくすごい、なんて言いますかね、新規の合宿が増えたということで、ご努力には感謝と敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。御礼を言ったらいかんのですね。すいません。

次にですね、資料に基づく質問は以上でございますが、もっと根本的な話に移らさせていただきたいと思えます。少子高齢化に伴う人口減対策と地方の経済が縮小していくという、2つの局面、またキーワードから今回まず人口減少の点、今も説明をお聞きしたんですが、対策に関して。もう少し深堀をさせていただきたいと思えます。

この人口増減は自然増減と社会増減があり、先ほどからお話が出ておりますが、自然増減について、自然増または維持を目指すには4つの方法があると言われており、まず1つ目は既存の夫婦に現状よりもう1人子どもをお願いする、出生率をあげるということですが、2つ目が独身者の結婚を進める、婚活の勧め。3番目が死亡者数を減らす、高齢者に長生きしてもらい、いわゆる健康寿命を延伸させるということでございます。それと4つ目が高齢者以外の死亡者数を減らす、例えば青少年の自殺を減らす、例えばですが、青少年の自殺を減らす。

この4つの中の町長は優先順位をつけるとしたら、または最も重視する項目はどれでしょうか。答弁をお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

すべて重要でございます。ただ、町としてその重要性を鑑みてですね、何をやっているかということは、もう一人のところでは第3子とか、そういったところの手厚いところ、子ども・子育ての施策がいろいろしていますし、結婚ということでは婚活なんかもですね、団体していただいていますし、結婚支援の補助金もつくっております。そういったことでありま

すし、死亡者もこれ元気な高齢者が増えていただくということで、若年層に対しては特定健診とかがん検診の無料化なんかを応援していますし、高齢者は少しでも長生きして、フレイルに陥らないようにということで、いろいろ各地やっています、事業、それと自殺につきましてはですね、なかなか難しい部分があるかと思いますが、これらすべてがやっぱり取り組んでいかなければならない事業だと思っております。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

答弁の中でですね、私を見る限り町長は健康寿命を最も重視していると、そういうふうに答弁いただくかなと予想しておったんですが、何故ならなんですか、町長がおっしゃるですね、ちょい減らし+10、健康センター、町長杯スポーツ大会などなどですね、いろいろたくさんの方の施策、事業をこなしていらっしゃいます。その中でございますが、そういった施策の中で、特にですね、以前にも質問させていただいたんですが、健康寿命のステータスシンボルでもあります健康センター、これについてですね、もう少し再び三度お聞きしたいと思います。

特に健康寿命を伸ばすために、この施設がつくられて運営されておりますので、再度お聞きしたいんですが、現時点での健康センターの会員の地域別割合、及びビジターの状況についてですね、答弁をお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にみんなが元気！紀北町、元気の源は健康であり、健康が笑顔をつくり、幸福の基礎となる、これを総合計画でも一番上位においてありますので、議員おっしゃっていただいたように、健康ということでございます。数字的なことにつきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

平野隆久議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

お答えさせていただきます。

健康センターのまず会員数でございますが、全体で650名程度の今現在、会員数となって

ございます。その中の割合でございますが、海山地域のほうが約5割で、尾鷲市が3割、その他含めまして2割紀伊長島地区、その他含めまして2割、おおよそはそのような状況になっております。

利用の状況でございますが、延べの利用者数、11月で約2年を迎えました。その延べの利用者数が約7万5,000人ほどスイミングスクールや一般会員の方、町内町外すべて含めまして、年間約7万5,000人以上の利用者数がございます。2年合わせまして15万1,677名の利用がございます。

今後ともですね、会員の増、スイミング講座等の増加を含めまして、ますます利用の促進を図っていきたいと思っております。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

以前この質問を町長にさせていただいたんですが、紀伊長島地区はなぜ会員数が増えないのかと聞いてですね、町長はその答えとして、ご記憶にあるかどうかわかりませんが、私の記憶だと近くにないからと答えられたんですが、ご記憶にありますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あまり記憶には、どういう答えの仕方をしたか、ないですけど、やっぱり距離感がやっぱりあるということが、やっぱり使いにくい状況ではないかと思っております。それは変わりません。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

やっぱりご記憶いただいでいて、ありがとうございます。是非ですね、両地区のですね、健康増進の均衡をとられる、とっていただけないかというのを再度ですね、答弁をいただきたいんですが、均衡をとるお気持ちはないかということですね。設備的にですけども、すいません、ハード的によろしく願います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ハード的にはですね、今現在では考えておりません。そういうことで啓発しながらですね、この高速で 20 分という距離をですね、距離があっても使いたい、そういう意識をですね、あげていきたい、健康がいかに大事かということ。

それと高齢者の方々はですね、地域ではつつクラブなんかをやっておりますんで、そういったことをどんどんやりながら、やっていきたいと思えます。ということで、今、同じような施設をですね、例えば長島地区につくるということは考えておりません。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8 番 樋口泰生議員

ありがとうございます。前回、前々回と同じ答弁なんですが、これですね、国民健康保険との兼ね合いもありますし、あとですね、病院に通っていらっしゃる方々の医療費との兼ね合いが出てくると思えますんで、是非ですね、その医療費、予備軍になっているような方々の健康を考えるとですね、この設備を同様のものとは思ってませんが、それに近いものを建てた場合に、医療費の削減が図れるんじゃないかというシミュレーションですね、やっていただきたいと思うんです。

2 年経ちまして結果が出てきておりますので、そこら辺もですね、是非検討していただいて、じっくりですね、検討いただきたいなど、そういうふう思うところであります。

次に、次の質問に移らせていただきます。

これは健康寿命促進施策の議論を終わらせていただきまして、次に、子育て支援の件でございますが、合計特殊出生率 2.81 の町について議論をさせていただきたいと思えます。副町長から詳しく報告があつたと拝察いたしますが、町長は岡山県奈義町はご存知ですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

資料は見せていただきましたが、奈義町そのものには行ったことはございません。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8 番 樋口泰生議員

どういふふうにご報告いただいたかわかりませんが、この岡山県奈義町でございますが、

今いいました合計特殊出生率 2.81、全国でもトップのですね、出生率を誇られる、いわゆる子どもがたくさん生まれている町ということで、議員で視察に行ってみりました。その中でですね、施策がいくつかあります。それを今から申し上げますので、それと比較してですね、うちの町はどういうふうな対応ができるのかと答弁をいただきたいと思います。

まず1つ目が高等学校就学支援金交付事業でございますが、保護者に負担のかかっている高校生の就学支援として、通学費の一部助成を含め生徒一人あたり、年額9万円を3年間支給、それが1つですね。

次に、出産祝金交付事業、奈義町に住所を有し出生時に一人あたり支給する、子どもに対する補助金ですが、第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円、第5子以降40万円、そういうふうになっております。

次に乳幼児及び児童・生徒医療費助成事業、これに関しては高校生までの子どもの医療費のうち保健診療にかかわる自己負担分を町が負担、これが3つ目。

4つ目が奈義町育英金、大学生等に年額36万円を貸与、卒業後町内に居住することで、最大限半額免除、こういったものがありますが、これに関して町長のお考え、所見をお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

奈義町に関しましてですね、ご視察に行つて、そういう資料もいただいたということでございますが、我々といたしましては、我々是我々の町の子育て施策がございますので、おそらく議会が視察に行かれたということは、おそらく日本国内の中でもですね、大変すばらしいところだと思います。それぞれの町が、それぞれの町の特色のある子ども・子育てを行えばいいのではないかと思いますので、参考にさせていただいて、できるようなところがあればさせていただきたいですが、我々是我々の中で、議員の皆さまもご理解いただきながら、それぞれの子育て支援を行つていきたいと思つています。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

こういった施策がですね、行われるわけですが、この町の、奈義町はですね、人口5千数百人で、もちろん財政規模もうちの町よりも小さいですが、担当者の言葉では、他の町と比

べて特に特別なことは行っておりませんという答弁なんですね。ほかよりもいろいろなことで、特別なのか最高のものをたくさん行っているのかわかりませんが、答弁としては特に特別なことはやってないという答えでございました。

その中でですね、最後におっしゃられたのが、うちの町では安心感じゃないでしょうかと言われたんですね。それが4項目で箇条書きにされておりまして、住むところがあって安心、子育ての負担が軽くなって安心、子育ての悩み相談ができて安心、町のみんなが子育てを応援してくれて安心、こういうふうに答えているわけでありまして、補助金がすべてとは考えませんが、我が町紀北町の場合は、子育て世帯が安心して暮らせるが、一番必要だと私は感じております。

いかがでしょうか、他の町に負けない施策を実行し、有名になりませんかというのが、質疑なんですけど、再度答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

子育て支援というのは大変重要な町の施策の中で部分を占めると思います。ですから、当町もですね、重点プロジェクトの中に子育て・教育が入っております。我々としても、我々の町としてできることで、子育て支援・教育について、しっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

平野隆久議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

もう1点、奈義町で学んできました施策なんですけど、時間も数少なくなってきましたので、そうですね、いわゆる自然増減の話なんですけど、転入増加のためにやらないといけないのは、当然産業振興というか、既存の事業所を守ることによって、雇用、働き口、これを守ってですね、産業振興をさせると、そういった意味合いのことなんですけど、時間が迫ってまいりましたので、この続きは次回の私の一般質問とさせていただきたいと思っております。

以上で今回の質問を終わらせていただきます。前向きな答弁、誠にありがとうございました。

平野隆久議長

これで、樋口泰生君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。55分まで休憩いたします。

(午前 10時 37分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

平野隆久議長

先ほどの樋口泰生君の一般質問について、答弁漏れについて、町長から発言の申し出がありましたので許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

空き家のことについて、担当課から答弁いたさせます。

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

先ほど樋口議員からですね、空き家バンクの登録件数につきまして、ご質問をいただきました。平成31年3月末現在になります。39件でございます。以上でございます。

平野隆久議長

次に、3番 柴田洋巳君の発言を許します。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。もう1つ議長の許可をいただいております、理事者の皆さま、今日、私の質問の順番を変えます。4番と5番を入れ換えますので、ご了承ください。もう1つ、今日は質問項目が多いので、再質問はいたしません。明解な答えをお願いいたします。

まず質問1、利用しやすいJR駅にするために。JR相賀駅は、相賀小学校側の入り口の1箇所しかありません。反対側には紀北健康センター、それから海山公民館、体育館、紀北町総合支所、潮南中学校ほかたくさん公共施設があります。また、民間施設のコメリとか、それから第三銀行とか、そういう施設もあり、住宅も相賀地区全体の4分の1ぐらいがあります。さらに汐見、小浦、渡利、引本地区から自転車で通う高校生もおります。

このたくさんの人たちが、相賀駅を利用するには、大回りをして南北の踏切を渡って利用しております。さらに1秒を争う津波の避難も大回りになります。これが地域生活者の現状や不便さであります。

一方JRにとっても反対側に入り口ができることによって、利用度アップは計り知れません。以前、紀北町がJRに反対側の入り口を要望したと聞いておりますが、これがうまくいかなかったと、先輩議員から聞きました。紀北町はどのような要望を行い、現在どのような状況になっているのか、尾上町長、答弁をお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

柴田議員のご質問にお答えしますが、再質問しないんですか。いやいや十分な答えを何かね、それじゃまず東のほうにですね、健康センターのほうに出入口というお話でございます。これは旧海山町時代から出ていることでありまして、議員おっしゃるように利便性についてはですね、明らかに考慮するのではないかと思っているところでございます。

これまでもですね、何度も議員からもご質問ありまして、そういうことを相談させていただいております。その中で今回も議員からご質問いただいておりますので、再度確認をさせていただきます。

JR東海によると安全性の面から、現在のところは駅の出入口は基本的に1カ所に集約をしているということでございますので、これがJRの考え方でございます。

それから、駅構内という観点からしてもですね、JRの持ち物でございます。JRの安全性基準に基づいてですね、我々といましては、利便性は十分わかっているものの、JR東海の考え方がこういう考えでございますし、これも質問なかったんで、いらぬことかもわかりませんが、東西に入り口をつくりますと通路として使われる部分もでございます。そうした時に、今、無人駅なんで駅員さんがいれば駄目だよと言えるんですけど、そこの中の通路として活用される、JR利用者でない方が通路として使われるということは、おそらく

JRにとっては認めがたいことであり、危険性、安全性の確保できないということでないか、そういうことで今までも安全性を全面に言われた上で、難しいというお話をさせていただいているのだと思います。以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

再質問しないということを行いましたけども、もう直ぐ変わりました、というのは町長がですね、あるいはまた地域の皆さんが、あそこへ入り口をつくったほうがいいよと、そういう考えであれば、私はしゃかりきになって、いろいろ活動します。その辺もう一遍、答弁ください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げました安全性の観点で、JRがそうおっしゃっていて、例えばですね、町が入り口をつくるよと言ってもですね、おそらくJRとしては、先ほど申し上げたように、通路となってしまいます。おそらくみんなが通ってしまうと思うんです。

ですから、そこはですね、我々としても町で通路をつくった場合、町にも責任がございませし、また、そこで事故が起こるというのもあってはならないことなんで、我々も利便性はよくわかるんですが、少し難しい問題ではないかと思えます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

よくわかりました。もうちょっと私は私なりに知恵を絞って進めていきたいと思えます。

質問2、高齢化と人口減少時代への取り組み。新たな行政サービス、公共交通の財源確保について、私の考えを言いますので、後ほど町長の答弁をお願いいたします。

紀北町は島勝、引本、中里、三浦、赤羽の5地区に出張所を置き、地域住民のサービスを行ってきましたが、この取り組みを根本的に考え直す時にきていると思えます。すなわち近くに出張所があっても、歩いて行けない、自転車で行けない、気軽に自動車に乗せてもらう知人もいない、このような高齢者や身体弱者が多くなりました。これからももっと増えます。さらに各出張所の利用状況を調べたんですけども、大変少ない、1日に3人、4人の利用者

しかいない出張所がほとんどです。

この際、出張所の廃止を含めた見直しが絶対必要です。そして、これで浮いた人件費、建物維持費、さらに一步踏み込んでふれあいバスや、評判の悪い紀北健康センター専用バスの運行費、三重交通への補助金をひとまとめにすると1億円近い金になるかもしれません。これを財源として、紀北町独自の少子高齢化時代の行政サービスや公共交通を考える時にきております。

安心して住み続けられるまちづくりです。この考えについて、尾上町長の答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

出張所の廃止等を含めた財政の確保というようなご質問だと理解させていただきます。

高齢化社会における人口減少は加速的に進んでいるところでございまして、持続性のある行政サービスや自治体運営を行う上で、財源確保は取り組まなければならない喫緊の課題だと考えております。

先ほど出張所のことを中心にお話もあったんで、現在、町内5カ所にある出張所におきましては、住民票、印鑑証明、戸籍関係等、年間3,000件以上の取扱を行っているところでございます。出張所の配置におきましては、歴史的経過を経まして現在の場所に設置されておきまして、見直し等を行う場合には、単に出張所の利用者数にとらわれるのではなく、現状の利用者の距離、時間的な利便性や地域事業についても、考慮することが必要でありまして、行政サービスの低下につながらないように慎重に進めなければならない事案だと考えております。

大規模事業や継続事業につきましては、実施する際の財源確保については、町事業全体を勘案しながら、状況に応じて見直すべきところは見直していく姿勢でございます。国や県の有利な財政措置の活用も含めまして、行財政改革に努めていきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、町長いろいろご説明がありましたけどね、引本小学校はもうなくなる、そういう時代なんです。ですから出張所を、非常に出張所があれば安全だと、安心だという住民もいるかもしれません。しかし、小山を見てください。あんなに世帯数が多くて出張所がないんで

す。それでもなんとかうまく知恵を出してやっているんです。そういうことを私は研究していきたいと思っています。

3番目、東紀州広域ごみ処理施設計画の不安、東紀州ごみ処理施設計画に対する不安はたくさんありますので、後ほど述べますが紀北町が今、大至急考えなくてはならない、あるいは取り組まなくてはならないことは2つあります。

人口減少に伴うごみの量がどのくらい減少するのか、この計算です。もう1つは自治体のごみ対策がその自治体の未来を開くという学者が何人もおります。実際に京都市、鎌倉市は50%のごみの減量を重要政策としております。そのほか全国市町もごみ減量計画を実施しております。紀北町もごみ減量をやっておりますけど、数値目標は定まっておられません。どのくらいの減量をするのかですね、それが大事だと思うんです。

これを数値目標を立て重要政策として実施すべきだと思います。このごみの減量計画計算とごみ減量政策によって、紀北町は2つあるごみ処理施設を改良すれば、東紀州広域ごみ処理施設計画に参加する必要はなくなると思います。

それから不安です。建設予定地を先日、備蓄タンク跡地に変更するという話もありましたけど、依然として津波の不安は解消しません。それから、私の経験ですけど、50億円、100億円規模の大型工事は必ず事業費が2割、3割増えます。現にこの半年で15億円も増えました。

次にもう1つは、建設予定地は尾鷲市を除けば1市3町の中心ではありません。紀北町に限定すると遠くなり、運搬費は倍になります。現在のこの広域計画に前向きな尾上町長の考えを是非お聞かせください。

私はごみ問題よりも尾鷲総合病院の経営安定に力を入れるべきだと思います。このことについても尾上町長の答弁を求めます。以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東紀州のごみ処理計画のご質問に、まずはお答えさせていただきます。廃棄物処理におきましては、町の役割が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されておりまして、区域内での運搬や処分の責務が規定されているところでございます。

町では法規律の基本的枠組みに沿い計画した一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、紀北町分別収集計画等に沿った施策を実行しているところでございまして、廃棄物

の衛生処理に責任を果たすことで、生活環境の保全を担っているところでございます。

今後、町の責務を安定的かつ永続的に果たしていくためには、老朽化が進み施設寿命を考える時期にあるごみ固形燃料化施設にかわり、次代のごみ処理施設が必要となってきております。住民の皆さまがごみの処分にお困りにならないよう、新たなごみ処理施設の整備は不可欠なものと思っております。

これは後ですね、質問の中で改修すればできるということでございますが、まずごみの固形燃料お受け入れがですね、もうRDF発電も終了いたしましたのと、施設の老朽化が進んできているのは事実でございます、代替の施設が必要だと思っております。

津波の不安についてはですね、皆さんお持ちのことではございますので、津波に対する対応はしっかりやっつけていかなければいけないと思います。

それと事業費のアップ15億円ということで、これは基礎部分の部分が増えただけで、建設自体が増えた部分ではございません。

それと先ほど議員がおっしゃったように、本体部分をですね、これからつくるのがもっと後のことになります。今は現状の数値の中で、トン1億円ということで、73億円になっていきますが、これは明らかに後に送れば送れるほど、その本体事業も大きくなるのではないかと、これは小さな各市町で行っても一緒のことではございますので、ご理解願いたいと思いますし、総合的にあわすのと小さな町ですのでは、明らかにトータル的に併せたほうが良いということ。

それから場所についてもおっしゃいましたが、隣の町でございますので、もう紀北町としては最適な場所ではないかなと思います。

それから、尾鷲病院のお話もいただきました。尾鷲病院については尾鷲病院で大事に考えていかなければいけないし、この広域のごみも広域のごみで大事に頑張ってお考えなければいけないなと思うところでございます。以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、尾上町長の答弁でございますね、10億円は基礎工事費に、費用だから事業費にあたらぬというふうな意味の話をしたと思う。事業費というのは基礎工事でもですね、何もかも入ってくるんですよ。その辺と、それから全体的なことについては、やっぱり私が考えていることと、町長の考えていることは、だいぶ違いますので、またこれは次回まできちんと私は私な

りに考え方を整理してですね、また発言の機会があればやりたいと、以上でございます。

それから、先ほど議長の許可をいただいて、質問の順番を変えます。

質問5、尾上町長就任後の事件等、議会答弁を検証し問題を追求する。本題に入る前に尾上町長にどうしても確認というか、聞いておかなければならないことがあります。それは平成28年12月上里汚染土壌処理施設反対運動をしていた私に、とんでもない情報がじゃんじゅん入ってきました。これは只事でないと思い、第1次中曽根内閣の官房長官、かみそり後藤田の異名を持つ、後藤田正晴先生の側近であった友人に、現状をすべて話し、調査をお願いしました。

早くも次の日ですよ、柴田さん紀北町は大変なことになりつつある、今、徹底的に掃除をしておかないと将来取り返しのつかない事態が予想されるとの情報が入りました。これは私が以前に新聞折り込みをした、それにも記載してあります、このことはですね。

さっそく津市に出張中の尾上町長にこの旨を電話で伝えたところ、柴田さん役割分担をしましょう、役割分担との返答が即座にありました。役割分担という意外な言葉が尾上町長から即座に出るには、相当困った状況にあると直感しました。

その後、2、3日して町長室でお会いした時には、何故か役割分担の話がなかった。私が用意したメモを中心に意見交換をしたんです。これこの私、なぜかあってありました。それで、あれから3年、紀北町の現状はまさに私の友人の調査どおりになっていると思います。

それで尾上町長に質問いたします。私に何を役割分担をして欲しかったのか。もしその明解なお答えがいただけるのであれば、ありがたいなど、以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あんまり役割分担って、記憶にないんですけど、おそらく私が言ったのは、行政は行政の立場としてのやるべきことがあります。住民の方は住民の方のやるべきことがある。できることがある、そういう意味での役割分担、何をしゃべったか記憶にないんですけど、おそらく今おっしゃったことに、推測するに、おそらくそういった立場、立場のやるべきことがあるので、そういった行動をやるべきじゃないですかという話ではないかと思います。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私は先ほど申し上げましたように、大変紀北町にとっては問題が大きい情報だったもので、すから、もう直ぐそういう考えのもとに、町長に連絡したわけです。その時は町長と大変親しくしておりましたので、電話もできたのですけども、よくわかりました。

私はもっと本当に、いやこういうことで困っていたんだよと、そういう話をいただけるのかなと思っていました。

それでは、次の質問に入ります。尾上町長の言動、答弁の真意を問うということで、平成27年頃からですね、定例議会や全員協議会で建設残土を止める条例を早く制定すべきだと、度重なる議員の質問に、尾上町長は次のように答弁しております。

法律との整合性を検討している。これは8回以上あります。それから、弁護士に相談している、7回以上。三重県に条例制定を要望している、4回以上。裁判に負けない条例を検討している、数回。最近ではですね、検察庁に相談している、これは数回です。この答弁の真意について、私は考えに考えた結論は、条例を制定すると困る人のアドバイスではないかと、私は思いました。その理由は次に申し上げます。

法律との整合性を検討している、これは8回以上あったんですけど、建設残土に関する法律はないのと同じで、法律との整合性を心配することはまったくありません。これは私の友人の環境学者もそういっていますし、次に言う条例先進地ですね、千葉、茨城、その県下の市町は地域の実情にあった厳しい条例制定しておりますけども、まったく町長が心配するようなことにはなっていません。

それから、弁護士に相談している。これは7回以上あります。このことについてですね、津市に在住の村田正人弁護士が、尾上町長に送った意見書、これは全町会議員に届いているはずですが、この意見書は。環境法の専門家でない弁護士の関与は、医学界に例えれば循環器の専門家でない医師に、心臓の手術をしてもらうほどの危険なものであると忠告しております。

私も負けるはずがない浜千鳥リサイクル損害賠償訴訟裁判に負けた、顧問弁護士の能力に疑問を抱いておりました。欠陥だらけの条例がそれを証明しております。

もう1つ説明します。検察庁に相談している、数回あります。検察庁は紀北町にどのような指導を行ったのか。何回行ったのか。届出制で罰則が盛り込まれるのか。土砂条例先進地の千葉県、茨城県と比べ、規制が大変緩い。こんな罰則を検察庁が指導したのか。担当者に直接聞きたいということで、私は電話と色々な資料を送りました。1カ月待たされまして、そうしたら柴田議員には大変申し訳ないが、お会いできないとの電話がつい最近ありました。

こんなですね、経緯からしてですね、紀北町が検察庁に相談する必要がなかったんですよ。こんなような理由がいくつかあるんですけど、要するに尾上町長が議会で何度も答弁したことは、20年、30年、産廃や建設残土で苦しみを抜いた千葉県、茨城県及びその県下の市町にいけばいい訳にすぎないということが直ぐわかります。

すなわちこんな心配をしなくて、紀北町独自の条例をつくれればよかったです。また、いろんな紀北町の環境問題について、アドバイスしてくれる方もたくさんおりました。尾上町長どうして今申し上げましたような議員に対する答弁は、条例が制定されると困る人のアドバイスじゃなかったのか。

もう1つ聞きたいのは、尾上町長に2期目に入って間もなく、建設残土が名倉港に荷揚げされ、あちこちの野山に投棄されております。この頃はすでに千葉県、茨城県、埼玉県、栃木県に厳しい残土条例が制定されていたのです。これらを参考に、2期目に入った時ですか、それを参考に条例をどうして検討しなかったのか、その2点をお聞きいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

東清剛君。

14番 東清剛議員

先ほどの質問の中で、これ浜千鳥のことに関して、敗訴だと言われましたけど、私は敗訴でないと思ってますんで、その辺、執行部の名誉にかけて説明していただきたいと思いますが、いかがですか、敗訴ですか。

平野隆久議長

今の東清剛君の議事進行に対して、答弁をいたします。

これにつきましては、今、柴田洋巳君の一般質問中なので、これにつきましては、まだ後で説明をしたいということでしたら、答弁をさすようにします。今は柴田洋巳君のことですので、まずこの一般質問を終わらせます。以上です。

14番 東清剛議員

正しておかないと、皆さん誤解しますよ、敗訴と。

平野隆久議長

暫時休憩いたします。30分まで休憩いたします。

(午前 11時 24分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 30分)

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっといろいろとご質問いただいたんで、ちょっとよくわからないし、最初におっしゃっていただいたのは、既に議論し説明させていただいたようなことばかりなんで、あえて再度ということは言いませんが、ただ1つ先ほど議員のほうからも、議事進行のような発言があったんですが、基本的に前訴の部分、浜千鳥のリサイクルのことで、前訴というのと、あとの損害賠償とは別個の裁判でございますので、その部分はいろいろあって、我々としたら160億円、一番最初スタートしたのが、お支払いはしたんですが、十分自分たちの満足いくところまでの判決をいただいたと思っていますんで、2審目というのか、別個の後のほうの損害賠償請求については、自分たちが裁判所に訴えたものが認められたものと思っております。

それと先ほどからこういったことも、十分な情報に基づいていない部分があると思います、私は。それと柴田議員も公人になりました。そういう中で公共の場ですね、条例ができたら困る人のアドバイスじゃないですかとおっしゃいました。何ら根拠がないんで、そういう発言をされますと、公共の電波の中で、根拠があって私とその業者の方となんかあってですね、するんなら、そういう発言もいいんですけど、公人となった上で、民間の時は私いろいろ書かれましたが、反論はしなかったんですが、公人になったらやっぱり事実を確認した上での発言をしていただければありがたいなと思います。

それと、さっきから一緒なんですけども、総体的な答弁をさせていただきます。私の行ってきた行動につきましては、地方自治法第2条第2項の地域における事務で法律または政令により処理することとされていることを処理するの規定の下、自治体の裁量の範囲において

とれる最善と思われる方法を模索選択しながら施策を進め問題解決に取り組んでまいりましたので、私としては私の行ってきたことは適正な対応であったと思っております。

それと個別にいろいろと県への要望とか、いろいろお話がありましたが、それらのことについてはですね、今まで十分議論してお答えさせていただいたので、それをもって答弁とさせていただきます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、町長が最後にこれまで答弁してきたと、それに納得できないから、私は質問しているんですよ。その辺をまた延々とまたやりますので、次回、以上。

2番目の質問については、これで打ち切ります。

まだあるんです、尾上町長はなぜ町民の先頭に立たないか、これ5番目の3つ目です。そういうことなんです。上里木質バイオマス発電計画阻止に、尾上町長はなぜ町民の先頭に立たないのか。この私の質問にですね、法の下で公平・公正・中立と言い切ったのです。裁判を終わらせている裁判所の裁判官のような発言で驚きました。私はこの答弁に我慢ができず、さまざまな人脈を頼り、10月17日経済産業省資源エネルギー庁再生可能エネルギー担当室長補佐に面談。続いて11月5日、許可担当窓口中部経済産業局エネルギー対策課長に面談。上里、河内、細野地区住民の反対理由署名書を提示して、詳しく説明したところ、認可はガイドラインに沿って行うが、地域の事情を十分考慮するという確約をいただきました。

その帰り道、三重県鈴木知事の秘書から連絡をとっていただいた、三重県森林林業経営課長にこの旨を報告しました。これが私の役目だと思って自主的に行動しました。

また、少し前の話になりますが、上里汚染土壌処理施設建設を1年以上、町民や議会に知らせなかったことについて、東篤布議員が怖くて知らせなかったのではないかと議員の質問に、行政には守秘義務がある、業者との相談内容は外部に漏らすことはできない。もう1つ一步間違えると裁判になるとの答弁でした。

こんな答弁はですね、町長、紀北町議会以外の市町では絶対に通用しません。これは私ずっとあっちこっち調べました。銚子川もそうです。町民の水道水源であり、紀北町の宝である銚子川の上流に、産廃まじりの建設発生土、改良土が投棄されても、大雨の時の見回りや時々水質調査をしていると、涼しい顔かどうか知りませんが、私は思います。

先日の鈴木知事との対談でも気合が入っていなかった。銚子川を全国に広めてくださった

内山りゅう氏、山と溪谷社、NHKをはじめとするマスコミ、銚子川漁協、キャンプinn海山、紀北町観光協会、便ノ山住民や銚子川を愛している地域住民、毎年銚子川を利用している全国のお客様などにですね、尾上町長が声をかけて、阻止の先頭に立つ、こんなことは簡単なんですよ。

福島県相馬市長が隣の宮城県知事に会い、相馬市民の水道水源を守ったことを、以前、尾上町長に伝えたことがあります。尾上町長はどうして町の宝、町民の水道水源を守る先頭に立たないのか。その上里のバイオマス発電のことも含めてですね、どうして先頭に立たないのか理由をお聞かせいただければありがたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今、柴田議員は先ほど町長からも言われたように、公的な立場になって、今、発言しています。その中で今回、銚子川上流に産廃まじりの残土を捨てたと、これは取り消していただきたい。だから、これをそのまま通すんだったら、我々も環境条例つくった中ですよ、みな町内にあるやつも産廃まじりだと、阻止せないかん。そして尾鷲市も阻止せないかんし、許可権者である県も阻止せないかんですよ、これ確実なもんだったら。先ほど町長からも言われたように、確実な裏付けを持った上での言うことだったら、それはそれでいいし、今のような対処の仕方もある。

しかし、自分の思いの中での、ただ産廃まじりということを使うたら、産廃と建設発生土とは全然違いますよ、重みは。産廃というたら産廃の法律の中での許可を、難しい許可をとらないかん。そういうところの中で、柴田議員に取り消していただくのか、いただけないのか、ちょっと確かめていただいて、いただけないのなら違う方向での今度は質問になると思いますよ、これ。

我々も看過できない問題だと思いますんで、よろしくちょっとお願いします。

平野隆久議長

ただいま入江康仁君の議事進行に対するの答弁を行います。

本人の一般質問ですので、ただそう言われたので確認はさせていただきます。

柴田洋巳君、今、言われたんですけど、その点について訂正するなり、また、そのままなり、その点については自分で確認していただきたいと思いますんで。柴田議員、発言の中で

やって訂正、その中でやってもろたら訂正だけじゃなくて、発言の許可を求めてやられて結構です、するかしないかを。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、入江議員からいろいろ話がありました、これは見解の違いで、もう既にあるところでは、改良土が産廃だと、そういうふうなことで条例を定めているところもあるんです。先日、私なんか主催した海山公民館ですか、あそこで講演してくださった藤原さんも、これは改良土は産廃扱いとして、産業廃棄物処理法の対象にすべきだと、そういうふうなちょっと遠慮気味のですね、話がありました。でも、先ほど私が言ったように、もう産廃だと決めてかかっている自治体が最近多いんです。その辺おわかりですか。そういうことで今、私が言えることはそういうことなんで、また、別な機会に。

平野隆久議長

ちょっとよろしいか、今、先ほどの議事進行に関しては、銚子川の上に産廃まじりのものが入ってますよということに対してのいいんですかということ、議長として言われたんで、それについてはいいんですかということを確認していますもので、その点についての中で、答弁の中で。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

あその現場にですね、何人も行きました。去年の暮れか、今年のはじめに、これはもう産廃はいつているねと、みんな何人かがそれを見ております。それでだめですか。

平野隆久議長

答弁で、また答弁求めてください。質問に入ってください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

入江議員のことは重大なことですよ。産廃まじりということになったらですね、それは当町も県も国も絡んできてですね、どえらい問題になる。産廃と建設残土とは違う、極端にいうたら水とアルコールの違いぐらいや。それを産廃まじりという風評的なことを言ったらいかん。ちゃんと確約してですよ、そういう学者がこれは産廃だということが認定されたらい

いですよ、そういう発言はですね、公人としてはなすべきことじゃない。それは議長が正すべきことです。

平野隆久議長

今、瀧本攻君の議事進行についてお答えします。

柴田洋巳君に再度確認いたします。

柴田洋巳君。ちょっと僕が説明します。今、再度瀧本攻君からありましたので、今お聞きだと思うんですけど、産廃まじりということで、議長としても今、言われて産廃まじりということだと、大変今、テレビも放映しとる中で、重要な発言になってくると思うんですけども、それを踏まえて確証があった、こうだということをもって一般質問をされてますので、自分の責任範囲内というのが、大きなものになってきますもんで、そのために今、二人の議員からも議事進行がなされたと、私は解釈しておりますので、その点も踏まえて再度慎重に質問の中で行っていただきたいと思うんですけども、どうですか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

その証拠を示せということであれば、また後日それを持ってきます。今ここでは産廃まじりと私はそのあれを撤回するつもりはありません。以上です。

平野隆久議長

わかりました。じゃあ質問に入ってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

一体なにを答えたらええのか、ようわからんような展開になってきましたんで、基本的に法で移動できんということ、ただ私も言いたいのは、先ほど言いました公人となって、自分の都合の良いとこ取りのことばかりを、ここで発言するのはいかがかなと思います。だから裏付けや事実があつてするんならええけど、先生も先ほどの話ですと、すべき改良土は産廃やというると言うたのに、すべきやと後でおっしゃったり、その時その時ですね、言葉を変えられたら、我々としても答えるべきことが答えられない部分が出てきますんで、今までのことについては、本当に県に尋ねた、誰々に尋ねたと言いましたけども、私どもはその言葉を真っ直ぐとっていいものか、あなたが着色したり、ちょっと角度を変えて言っているのか、それもわかりませんので、例えば後藤田先生のもので、知人の知人かなんか知らんですけど、そういう人か言ったとしても、それが事実でその方から私が直接言われたら、い

ろいろなこともできますけども、そこでどれだけかの間をおく、後藤田先生自体が国の方でしたよね。国の方でしたら法律、法律に関わることを法律に逆らうことをやりなさいということを、私はお勧めするとは思わないんで、それは法律で規制してくださいというのは、我々も言っていますし、なぜ先頭に立たないかというようなことも、確かご質問いただきました。

これはですね、我々行政としてできる範囲で、先頭に立っております。それは何故か、去年の1月の1対1でも県議会で条例はつくらないよとなっていた流れを、1対1で知事に見ていただいて、我々は条例制定のほうに転換を図っていただきました。

そういうことから言えば、行政として先ほど地方自治法第2条第2項を読まさせていただきましたですけど、その第2項に基づいて処理すべきことに対する許認可権を持っていることについて、こういうことをやります。それできないことはやっぱり許認可権のあるところへ要望したりします。

だから、それか一番最初の答えに戻る、住民が住民としてできることを、議会は議会としてできることを、我々執行部は執行部としてできること、これらそれぞれの役割があるのではないですかというところへ戻ってきます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の町長がいろいろ言いましたけど、やっぱり基本的に僕と町長とは考えが違います。その辺のことを質問いたします。

よろしいですか。紀北町の生活環境の保全に関する条例は、環境宣言、「自然と共生の町」宣言、その理念に基づいて制定したと。それは目的のところに書いてあるんです。それをベースにして質問いたします。

「自然と共生の町」宣言の理念とは、どういう意味、内容なのか。まず1点。それから環境条例の制定の目的を教えてください。ほかの県の条例とも違うんです、この辺は。それから、今回の罰則で完全な条例になると、町長は自信を示しました。これで完全な条例になるのか。なんでそんなことをおっしゃるのか。それから最後、この辺は僕はわかってないと思うんです。銚子川になぜ大勢の人が来るのか、これは単純明快な質問なんですけど、その辺についてお答えください。以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず私からは全体論で考え方が違うということをおっしゃった。あなたは自分のことが絶対正しいかのように言いますが、私は県やいろいろな方とも相談しながらですね、やっていますんで、私はあなたとはまったく違うと思います。私のほうから言わせていただきます。こういう問題でもですね、何ら根拠のないところで、誰々が言った、誰々が言ったということで議論をしようとしている。そういう議論の仕方自体が、私は何ら議論の中に入っていく気も起きないような質問の仕方だと思います。

ですから、考え方はまず議会のルールや法や、政令の問題、そういったものを理解していただかないと、あなたとはこれ以上、議論できないように感じます。

それと、他の理念とかですね、条例の制定については、担当から答えさせます。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず共生の町宣言の内容ですが、これにつきましては、私たちの豊かな自然を未来永劫つなげていくように、町民と事業者と皆さん一体となって保全活動に努めていこうという趣旨のものが主なものであります。

また、条例の目的は当然それを目的達成のため、必要である規制を法の範囲内において行っていくということが目的でございます。以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

僕は4項目言ったんだけど、一つしか言ってない、回答がなかったんだけど。

平野隆久議長

柴田洋巳君、マイクの前で発言を求めます。いいですか。

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず罰則の規定により完全なものになったかということですが、これにつきましては、当初予定していた条例は、生活環境の保全に資する規制等を施すというものでありましたが、最終的には議会のほうに、ご相談ご報告させていただいたとおり、罰則をもって、当初の条

例の規定については、予定のとおり完成したという考え方でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の答弁はテレビでも出るんでね、町民はどういうふう判断するか、またそれを期待したいと思います。ただ、私が質問した項目は全然答えてないんですけども、銚子川に何故大勢の人が来るのか、これは単純明快に答えられると思うんです、どうぞ。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川もそうなんですが、紀北町は豊かな自然があつてですね、今、NHKがいつていた「奇跡の清流、銚子川、見えないものが見える川」、こういった透明度が誇れることで、多くの方がお越しいただいております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

じゃあ何故上流に土が運ばれている、それをどうして撤去しないんですか。撤去するかどうか、そういう先頭に立たないんですか。それは矛盾が大き過ぎますよ、お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それはずっと話してきて、根本が違うじゃないですか。法律で移動可能だから、我々は条例、県にも条例の制定をお願いしてやっているんで、明らかに私がやめろと言って、やめるもんならいつでも言いますが、そういうもんじゃないし、逆に行政権者がそういう権限や、そういう執行権のないことと言えば、本当に業務妨害やいろいろなことで訴えられます、明らかに。

だから、我々はできる範囲の中で、県条例とかそういうものを求めたり、尾鷲市は尾鷲市のところでも、条例をつくっていただいたりしているんですよ。だから、あなたとは根本的のところ、法律なんて関係ないよというところがあるんで、そこをものを言われれば、もうあなたと私とは、私は法律も守りながら、議会のルールも守りながら、だから、今、議事進

行がいっぱい出たのも、あなたが議会のルールを理解しないで、議会のルールのと通りの進行の仕方をしないから出たのではないかと、私は思います。

ですから、おそらくあなたの根本が違うんで、私としたらどう答えていいもんやわかりませんが、私は先ほど申し上げたように、地方自治法第2条第2項に基づいて、処理する権限を与えられたものに対して処理する執行権があるんで、それに対して着実に進めているということです。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

じゃあ条例について、根本的なところが間違っていることを指摘します。頼りない三重県の条例が今度制定されます。その条例ですらですね、要するに必要な規制を行うことによって、災害やその他未然に防止すると。それと生活環境の保全に資することを目的とすると。要するに条例は未然に防止するということに最大の目的があるんですよ。紀北町の条例は、そういうことを1つも書いていません。

だからいろんな今、町長が答弁したようなですね、我々とはまったくかけ離れた答弁が出てしまうんです。その辺、玉本課長はそういうことにずっと携わってきたんで、玉本課長が答弁するのが相応しいかと思えますけども。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三重県の条例が頼りないとかですね、言いたい放題という感じかなと、私は思うんですが、我々としては今、玉本課長に答弁させますけど、それぞれの中につくらせていただいて、三重県条例とのこともあります。そして三重県条例はですね、以前もおっしゃっていた環境関係の方が入っていないというけど、環境審議会は三重県はいろいろな方、専門家も法律家も入っています。それでつくった条例と今の紀北町の比較はどうかということ、課長から答弁いたさせます。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

多岐にわたっておりますので漏れるかもしれませんが、議員おっしゃられました条例は

「自然と共生の町」宣言の達成を目的とするということですが、「自然と共生の町」宣言につきましては、自然環境を守っていくということが趣旨でありますので、目的自体がもう予防も総括されているという考え方をさせていただきます。

また、三重県の条例ですが、こちらにつきましても、これまで三重県の環境審議会であるとか、土砂条例のあり方検討部会から聞いております。県民等からのパブリックコメント等の意見を基に策定された条例案として提出されておりますが、審議会においては、環境学であるとか工学、医学、弁護士など専門の学者や有識者なども参加し構成されております。

その審議の結果の規制内容は、現在の三重県の条例案というふうに考えますと、町と県の規制内容の同等性から考えると、町の規制内容は適正と思慮できるのではないかと考えてございます。以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私が先ほど何回も言っているように、未然防止ということは、どうして答えてくれないんですか。その本来の環境条例の目的、最大の目的は未然防止なんですよ、それについて。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

再度申し上げます。条例の目的は、「自然と共生の町」宣言の達成であります。「自然と共生の町」宣言は我々の優れた自然等を未来へつないでいくということで、予防ということが総括されているということでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。もう時間が、もう1問、残っていますので調整をお願いします。

3番 柴田洋巳議員

まったく私の考え方と違いますし、私の回りにいる環境学者の方との考え方とまったく違いますので、それだけ最後に申し上げます。

それで、順番を取り替えた4番ですね、本来の4番について質問いたします。

町水道改修工事計画と産業廃棄物発生の関係を問う。これは時間がなくなったのでですね、ちょっといろいろ詳しいことは申し上げられません。ただ、お配りしている私の質問の内容のあれが添付されておりますので、それをご覧になった上で、ご覧になっていただいている

という上で、そういうことで質問いたします。

要はいろんな私は問題を指摘しているわけですが、そのあれでもですね、要は紀北町のいろいろ水道工事にしても、道路工事にしても、要するに計画性を高めてくれということが1つ。それからできるだけ産廃を起こさないような工事計画を進めてくれと。それから、無駄と思える工事は行わないでくれと。そういうことを私は言いたかったんです。これはもう当然のことなんですけど、町長、私の今の質問に対してお答えいただければ、お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道工事ということで、今、ご発言した中でお答えしますと、そのような考えでですね、我々も工事については行っておりますので、できるだけ産業廃棄物などをですね、排出しないように、そういうことも配慮しながら水道管の布設替等についても、事業計画を道路を管理していく上での水道管の布設と道路の舗装等も踏まえて、年度のすり合わせをしながら、工事を出しております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先程来2人の議員から議事進行、3人ですかね、ありました。その辺についてはですね、私はやっぱりこういう場で発言する以上、自分の信念に基づいて、またいろんな調査データに基づいて発言しました。それを最後に申し上げ、私の本日の質問を終わります。

平野隆久議長

これで、柴田洋巳君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、午後1時まで休憩いたします。

(午後 0時 01分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

平野隆久議長

次に、2番 田島明良君の発言を許します。

田島明良君。

2番 田島明良議員

議長より発言の許可をいただきましたので、令和元年12月議会一般質問をさせていただきます。

質問の前に、町長、先週の13日の金曜日ですね、鈴木知事と1対1対談が行われました。私も会場に行き聞かせていただきました。対談項目が私の一般質問の内容と全く同じということを経項書でわかりました。偶然なのか必然なのか、町長の判断にお任せします。

中身についてはだいぶ違うと思いますけども、それではよろしくお願いします。

質問の第1項目目、地域公共交通対策についてです。紀北町にはタクシー会社がありません。町行政は責任を持って全住民及び観光客も含めて、町全体を網羅していかなければいけないこととっております。現在の路線バスではニーズにできていないと思います。いこかバスでも同じようなことが言えると思います。基本はドアツードアの体制がよいと思いますが、実証事業を踏まえて将来、町長の描いている地域公共交通政策はどのようにされるのか、伺いたいと思います。よろしく伺いたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、田島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

知事との1対1のことお話いただきました。課題が一緒ということは、やはりこの3つのことについては、議員も私も町民の方もそうだと思うんですが、非常に関心を持っていることだと思っております。

そして、今のご質問に答えさせていただきますけど、議員がおっしゃったとおりでございます。町行政につきましては、町全体を考慮して施策を実行しなければいけないと思っております。

おります。地域公共交通に限らず、あらゆることがですね、全体を眺めながら施策を行っていかねばいけないと思います。

今回の実証事業につきましては、そのような観点から考案した事業であります。さて実証事業を踏まえ将来の地域交通政策をどのように考えているのかということですが、前提条件といたしまして、行政が運行主体となる運送事業につきましては、地域公共交通会議にお諮りし、慎重に審議された上での了解が必要となります。

その中で利用者の利便性の向上は重要でございますが、既存の多様な交通機関が維持され、利用者は自由に選択できることと、交通関係者への影響がないかという、こういった観点から運送事業の在り方を判断すべきと考えているところでございます。また、実証実験ということでございますので、これらを実験中、皆さま方からのご意見をお聞きしながら、いろいろと改善すべきところは改善しながら、本運行に移行できるように努めてまいります。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

実は今年 10 月に 2 泊 3 日で議員研修に行きました。町の貴重な予算を使わせていただき、そういう管外視察となりました。今回多くの議員が質問しておりますが、今定例会の最大の関心ですので、私も誠心誠意お聞きしますので、よろしく願いいたします。

3 市町を視察した中で、京丹後市のウーバーアプリを使ったライドシェア、またささえ合い交通を運行している NPO 法人の気張る！ふるさと丹後町から説明していただき、ショックを受けました。

何故かという、当町でも企画課が実証実験の前に視察されたことは、以前から聞いておりましたので、同じような手法で運行されているのと思いましたが、見ると聞くとは大違いでした。ウーバーアプリを使い、地域住民が乗車依頼し、ドライバーがこれを受けて、マイカーを使い運行している。無駄を一切省き、また行政からも補助金をもらわず、独立採算で運行していることでした。

是非とも紀北町もこのシステムを使い、実現していただきたいと思います。ちなみにドライバーの登録は 18 名で、女性も 4 名働いておるとのことです。第一種免許でも講習を受ければ、ドライバーになれます。これは前回の実証実験でもこのことは、記憶に新しいことです。

何故、今回は役場でリースして、ドライバーも新たに雇用するという方向転換をしたのか、

お聞きしたいと思います。行きたい時に即配車、乗車もでき、ドライバーも空いた時間帯で働け、ウーバーアプリを使うので電話で受付、ドライバーを呼び出しの人的負担もなし、当町でもドライバーを雇用していると思いますが、その方たちにその事業に参加してもらってもよいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

これから次の質問8つぐらいありますけども、その質問にお答えをよろしく願いいたします。

まず最初、教育委員会関係、紀北健康センターその他役場内で、ドライバーを何人雇用されているかお伺いします。よろしく願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず全般論で私がお答えさせていただきます。

京丹後市のお話させていただきました。京丹後市、立派なシステムをつくっております。その京丹後市のシステムを参考にして、相乗り運送が行われました。相乗り運送がですね、京丹後市は京丹後市の地域としての、そういう支え合いができるようなボランティアもたくさんおりました。

そして、我々はですね、そのようにしてドライバーも、京丹後市のようにさせていただいて、車も個人の持ち物、それで保険も個人の保険を使わせていただいたりとか、いろいろほぼ同じ状況でさせていただきました。相乗り運送です。その点にいろいろな意見の聞き取りをドライバーの方も含めてですね、させていただきました。

その中でやっぱり良いところもあり、悪いところもあるということがありまして、それとささえ合いの18人いらっしゃいましたけど、紀北町の場合、そういうボランティアの方が町から探しにいけないということでしたので、地域との事情が違うように思います。

そういった意味で、補助金ももらわずにやったのは、ボランティアの支え合いでいいと思います。それとウーバーのような配車システムがあるのは存じています。東京でもそういうアプリを使ったんですけど、我々地域の中でウーバーのようなアプリを使う方、少ないと思うんです。特にこれ一人で移動できない方を中心に、また移動手段を持たない、例えば町外から来た人たちのことですので、ただウーバーと同じように使えます。配車センターに電話さえ入れていただければ、空いてれば直ぐきていただけますんで、これはウーバー

を使っても、空いてなかったら使えませんので、そういう意味からすれば、今の電話のシステムはほとんどタクシー、そういったウーバーのシステムと同じような形で、自由に町民の方が使えるものだと思っております。

それから、ドライバーにつきましては、ドライバーとしては紀北町は雇ってないね。ないと考えております。すべて委託という形でしております。雇っておるのもあるかもわからん、議長、すいません。

平野隆久議長

自席で、立たずに発言はしないように。

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。ドライバー、給食とか幼稚園もそうですね、送迎バスね、小学校あれは委託でしょう。学校教育課長から答えさせます。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

教育関係、教育委員会の学校教育課所管分の運転手について、お答えさせていただきます。学校教育課におきましては、給食センターの運転手が2名ございます。スクールバスの運行については、業務委託をさせていただいております。以上でございます。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

教育委員会以外、あとは健康センターとか委託になるわけですね。その他役場内でないですか、雇用しているの。なかったらいいんですけども、要するに私が言いたいのは、朝晩の送迎しか今のところ、そういう方たちは朝晩の送迎しかないわけですね。昼間の空いた時間があるわけですね。そういう人ら、ドライバーさんを雇って、雇うというかお手伝いしてもらって、そういう運行もできんこともないと思うんですよ。

そういう方法もあるということ、ちょっとお願いします。

次に、運行主体は企画課が運行主体になるということなんですけども、京丹後市みたいにNPO法人とか、玉城町は社会福祉協議会が運営しとるんですよね。その団体によって、そういうこともしてますんですけども、そういうことは参考にはしないか伺います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずはそのさっきの雇用の問題なんですけど、学校なんかの送迎は、その部分だけを委託してますんで、三重交通なんかもその部分だけ、その運転手さんを利用してやっているわけなんです。だから、町が雇っているわけではないです。健康センターもですね、あれは健康センターが雇用していますんで、町があれしろこれしろということができるような使途ではございませんので、ですから給食センターの方と、強いて言えば、私の運転を他の業務と兼ねた方も業務といえは業務かもわからん。そういう人たちはまた空いた時間には、他の仕事をやっていただいております。給食センターも同じでございます。

そういう形でやっていただいております。あとそれぞれ社協なんかもですね、やっております。これはいろいろ介護保険サービスの中で、社協独自のことでやっていますんで、それはもうNPOとかボランティアじゃなしに、それも仕事としてやっていますんで、そういった時間は皆さんお仕事の中で、もしも空いた時間があるのであれば、他の仕事も業務もやっているとっております。

そういうような状況でございます、今。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

この公共交通システムが実施されましたら、路線バスの収支がますます悪化すると思われまますけども、これについてはいかがですか、ご答弁をお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった懸念もされます。ですから我々といたしましてはですね、多様な交通手段を町民の方に利用していただくことで、路線バスもきっちりと運営していただきながら、これらを組み合わせて、この新交通システムというのは、交通ネットワークの1つの手段だと考えていただきたいと思います。これですべてが完結するという問題ではございません。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

これ正式にこの運行が決まって、この先どうなるかちょっとわかりませんが、また、その時にはたぶん三重交通さんも、いろいろ考えてくる案件だと思います。今、結論どうのこうの問題でもないもので、次の質問に移らせてもらいます。

紀北町内には福祉タクシー会社が3社あります。これも経営を圧迫とか、廃業に追い込まれるようなことはありませんか、お伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず公共交通、それから、福祉タクシーもですね、公共交通の会議に出させていただいておまして、それらはいろいろとお話し合いをさせていただいて、その中で雇用のほうもですね、ドライバー4人となっておりますけども、その中のお二人をこの福祉タクシーで助けていただくとかですね、そういったこともいろいろ検討しております。

一定被ることは否定もできない部分があります。しかし料金なんかも含めてですね、そういったことには配慮しながら、一応進めさせていただいておりますし、公共交通会議で了解をいただく、その前には話し合いもしながら進めてきておりますので、いろいろと思いはあるにしても、一定の了解をいただいたものと思っております。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

次の質問に移らせてもらいます。

私は常々思っておるんですけども、三重交通の名古屋行き的高速バスの背面に、銚子川の絵が書かれていると思うんですけど、効果があるかどうか、果たして疑問だと思うんです。私は止められてもよいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はこれは大ヒットだと自分では思っておるんです。現実には29市町なんですけど、15町なんです。15町の首長の皆さん、町長の皆さんね、俺とこもやりたいよと、そういう自分と

こもやりたいよというお話をいっぱい聞きますし、よく目立つよなというご意見もいただいております。単価の割には十分宣伝効果があると思っています。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

私の見た範囲内では紀宝町と紀北町、2団体ほかにもありますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

熊野のほうもやっておりますし、うちのほうは京都のほう、あっちのほうも出しています。今おっしゃったのは名古屋ですけども、そして、三重交通が車の台数がありますもんで、他の町もやりたいと言っても入ってこれないんですよ。一定の車種があって、その車種に見合う背面広告になりますんで、それでうちの町が一番先に取組ませていただいて、その前にあれがあった、瀨峡か、瀨峡がやっていたんですけど、それから公共交通会議とかそういったところで、三重交通の存続をするために何か方策を打たなければいけないということで、そのこともあって、いろいろなことがありまして、あれを取組ませていただいて、各町長から良い評判をいただいております。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

そうしたらその年間の契約金額を教えてください、あとでお願いします。

それと次に、提案書ではいこかバスや河合線の抜本的な見直しを検討すると述べていると思うんですけど、相反することをしようとしているんじゃないかなと、私は思うんです。何故かという、海山、紀伊長島、各1台配車、運行時間が海山地区は8時半から4時20分と短い、それとか時間制運賃の矛盾、そういうことなどから6カ月間の実証実験のあとに、直ぐに本格運行に入る、施策がばらばらで何も次につながるようなことと見えてこないんですよ、政策がね。その辺いかがでしょうか、お伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は公共交通の政策でなんら間違いないと思います。それは何故かという、いこかバスとかですね、河合線の廃止のこともいろいろ書いてはありますが、これはあくまでも実証実験をやって、その間の利用者数を見た上で、もしも例えば新交通システムでそれを代替としてできるのであれば、それはそれでいいのではないかと考えておりますので、これは先に廃止ありきではございませんので、三重交通もJRも先ほど申し上げたように、いこかバス、廃止代替バスも含めて、ネットワークそのもので町民の皆さんの移動手段を支えるという考え方なんで、別に問題にはなっていないと思います。

それから、背面広告の金額につきましては、担当から答えさせます。

平野隆久議長

上ノ坊企画課長。

上ノ坊健二企画課長

高速バスの背面広告の費用でありますけれども、111万2,000円でございます。以上でございます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

試験運行から本運行への移行でございますけれども、6カ月の間にいろいろと検討させていただきます。それでできれば間を空けることなく住民の皆さんにご利用していただくのに、表現として試験運行から本運行に継続していきたいという表現をしています。ただし試験運行でどういう結果が出るからによって、この本運行はどのような形になるか、ちょっとわかりませんので、それは6カ月の間に検証させていただきます。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

要するに試験運行から本格運行まで合間なく続けるという、それはわかりますよ。けどもいろんな要望がたぶん出てくると思うんですよ。その要望を精査する期間が、私は必要じゃないかなと思って、間を空けずにするというのは、ちょっといくらなんでも早すぎるんじゃないかなと思うんですけども、それじゃあご答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何も6カ月の間、2月から始めますんで、いろいろ聞き取りもしながらやりますんで、それはもし変更があれば、やっぱり変更すべきだと思いますんで、それはそれだけの期間があれば大丈夫だと思うんですが。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

私の考えではいろんな精査する時間が、たぶん必要だと思うんです。運行時間とか配車台数とか、いろいろ問題クリアせんならんこと、たぶんあると思います。紀北町も海山をとれば一番隅は島勝のほうから依頼があったり、西のほうっていうか、山のほうやったら木津のほうからも依頼あったりすると、1台であっちこっち行ったり来たりする必要があるもので、たぶん難しいと思うんですよね、1台では。私の考えですよ、そういうように思うもので、ちょっと本格運行する前に精査する時間があっても、私はよいと思いますんで。

次の質問に移ります。

最近の高齢者の方、車の運転に自信が持てない方が増えて、免許の自主返納されている現実を見ると放っておけない事態になっておると思います。この方たちに利用券とか割引券とか、手厚い政策の考えをお持ちでしたらお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、この交通システムは高齢者の返納も十分視野に入れたことでございます。ただ割引制度については、これから検討しなきゃいけない部分はあると思います。ただ、今、福祉タクシーを使っていく方も、いろいろたくさんございますので、ただ返納だけに視点を絞ればいいのかという問題もございますので、これは今後検討していかなければいけない課題だとは思っておりますが、実証実験から直ぐそれを使うということではございません。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

私の今、申し上げたのは1つ取り上げていただきたいなと思います。

それともう1つ、特に海山地区の方は尾鷲方面へ前の方も質問したと思うんですけど、尾

鷲方面へ特に病院なんですけども、行かれる方は多いと思うんですよね。そういった面でこの紀北町内だけやなしに、尾鷲方面もできたら運行していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題は先ほど答えさせていただきました。地域のですね、公共交通会議の了承を得なければいけないので、尾鷲市はタクシー業者もございます。そういったことから踏まえた上でですね、どういったことができるのか。おっしゃるようにそれでいけば便利はいいです。しかし、福祉タクシーの方の問題とかですね、そういった町外まで移動サービスされている方もございます。そういった方も考え、またそこに市町で営業しているタクシーとか、そういったことも考えなければいけないので、まずは実証実験の中で、まずは行政圏の中ということとさせていただきます。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

たぶん地域公共交通会議ですか、そちらのほうでしっかりとこの実証実験を踏まえた上で、実現できることを私は望んでおりますので、よろしくお願いします。

そしたら次の2番目の質問に入らせてもらいます。

清流銚子川の今後の進むべき道についてでございます。1つ、上流域に土砂を搬入している現状を町長はどのように考えているのか、答弁を求めます。もう1つ、夏場の観光客の受け入れ体制について、木津、便ノ山の住民に受け入れられる施策を考えて行うことが重要であると思いますが、いかがお考えですかお尋ねします。よろしくお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川の問題でございます。いろいろと課題の多い中でございますが、銚子川土砂搬入及び銚子川の観光客の受け入れということで、よろしいですか。銚子川の上流におきましては、大雨時に発生する山の土の流出、濁度が高いダムから放流水のほか、上流域で搬入されている土砂の影響も懸念され、気象状況や人為的な影響など、要因ごとの対応や監視が必要と考

えております。

現在の河川上流で搬入が続く土砂の埋立につきましては、適宜水質監視により影響を調査しているところでございます。三重県議会で審議中の土砂等の埋立等の規制に関する条例が施行されますと、土壌基準を超える土砂の埋立工事の禁止が規定され、広域での対応は可能となりますので、当町が続けている水質調査で異常があった場合には、三重県と連携し県条例対応の要請をしていきます。

また埋立行為につきましては、三重県に対して景観計画区域における行為の届出がされていることから、土地の形状、法面等の外観、法面の緑化など適正に行われるよう必要に応じて、指導や対応を行っていきたいと思っております。

それから、銚子川の問題です。銚子川の観光客の受入体制ということですね。これについてはですね、今年準備した駐車場からお話をさせていただきます。国道 42 号銚子川下流ゆらゆら帯駐車場 P 2 と言っておりますが、170 台。銚子川上流海山グラウンドの隣、ごめんなさい、ゆらゆら帯が P 1 でございます。銚子橋上流、海山グラウンド隣のまいこみ淵横山橋駐車場約 300 台、これが P 2 になります。種まき権兵衛の里駐車場約 170 台、民有地の横山橋近くの魚飛溪駐車場約 70 台等ございます。

次にごみの対策についてでございますが、平成 26 年から夏の期間、ごみ箱を設置しております。今年では 7 月 13 日から 9 月 24 日までの期間、魚飛吊橋付近、木津の橋付近、平尾付近、便ノ山橋の 4 カ所に設置し、基本的には 1 日 1 回、土日祝日は 2 回、お盆期間には 3 回収集をいたしました。

トイレでございますが、銚子川周辺には、海山グラウンド、種まき権兵衛の里と横山橋近くのくつろぎ庵の 3 カ所の常設トイレがあり、夏期の間、便ノ山橋右岸、魚飛橋周辺、魚飛吊橋周辺の 3 カ所にトイレを 5 基設置いたしております。

また、路上駐車の抑制を目的に魚飛橋手前、便ノ山橋など駐車禁止の看板や三角コーンの設置、お盆を中心とした数日間、魚飛橋、横山橋付近に警備員を配置したところでございます。その他、町ホームページにおきましても、迷惑駐車を止めよう、ごみは持ち帰ろうなどの銚子川ルール、駐車場のご案内、各種注意事項等を掲載し、来訪される方々に広く周知をしているところでございます。

平野隆久議長

田島明良君。

2 番 田島明良議員

実は昨年 11 月にですね、1 年ちょっと前なんですけども、まだ私、町会議員になる前なんですけども、銚子川の上流域に残土を搬入してることを知りました。それも搬入場所は尾鷲市にあり、私たちの手が届かない場所でした。それ以来、雨がふるたびに便ノ山と木津の知人から、今までとは違う濁った水が流れているという連絡がありました。その後、三重県の担当者に実情を話しました。その担当者からは明確な打開策は聞こえてきませんでした。

紀北町として銚子川の環境破壊が、住民からも観光客からも直ぐにわかる一番身近なこととして見ているので、十分に配慮していただきたいと思いますが、いかがお考えかお尋ねします。

また、生活環境の保全に関する条例では、他の市町まではものが言えません。そこで町民の大切な水道水源地であることから、銚子川の支流である又口川を挟んだ尾鷲市に、同じテーブルに乗ってもらい、協議をする水道水源保護条例により保護地域を広げることなど、方向性を出さなければ、この先、前に進まないと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がおっしゃっていただいたように、我々もその思いは一緒でございますので、昨年の 1 月に知事に対しましてですね、これ銚子川ばかりでございませぬ。それ以前にも残土が入れられておりますんで、知事にもお願いして、残土条例の制定に向けて、今、動いていただいているところでございます。

また、そして銚子川の、そして紀北町の町民の気持ちを汲んでいただきまして、尾鷲市もですね、そのような条例をつくっていただいているところでございますので、こういった条例を補完しながら、我々といたしましても銚子川のみならず、今までに搬入されている残土置場もですね、しっかりと見守っていきたい、監視していきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道水源は紀北町だけの条例でございまして、我々は圏域外の、これは前の産業廃棄物処理施設でわかっておりますんで、その圏域外のことはできないということで、また、尾鷲市がそこに水道水源があるのかどうかということについてはですね、ちょっとないと思って

おります。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

次にですね、地元新聞に、少年の主張、紀北地区大会がありまして、5名の中学生が意見を述べております。その中で潮南中学校の男子生徒が、銚子川についての作文、みんなに知ってほしいことと題し、要約すると自分たちの知らない間に、こんなことが起きているなんて考えられませんでしたとか述べて、最後にみんなで銚子川を守ろうとする気持ちが大切だと思います。この建設残土問題が解決されることを願いますと、作文は結論づけております。

町長はこの中学生の作文、意見を聞かれたそうですけども、どう思われますか。ご答弁をお願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます、こういった子どもたちがですね、自然を守るという気持ちを持ち続けることは大切なことだと思います。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

次に、地元新聞紙に、こちらですね、県議会の一般質問で津村議員が、県の土砂条例について質問されております。この中で津村議員は許可制とか、条例の的確な運用には監視と指導が重要であり、組織の体制強化が求められているという質問に、鈴木知事は既に検討していると答えました。

紀北町においては条例の改正とか、組織の体制強化は考えておられるのか、そこをちょっとお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

監視等が重要というのは、この間の1対1でもですね、私もお話をさせていただいて、知事も同感というお話をいただきました。我々は今ある中でですね、以前も申し上げたんですが、

建設課、農林課、それから環境課、この3課がチームを組んでですね、監視体制を行っておりますので、それを継続しながら、より専門家の多い三重県に対しまして、異常があれば報告をさせていただいて、三重県のより専門性の高い部署で、この条例を適切に施行していただく、その考えでございます。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

またちょっと話が戻るんですけども、夏場の観光対策のことちょっとお伺いします。商工観光課のほうから資料をいただいたんですけども、いろんなごみ箱の設置とか、トイレの設置とか、それで350万円ぐらいかかったと、それプラス職員の人件費も別に計上されていることと思いますけども、やはり町の持ち出しというか税金ですよ、そうやって350万円プラス人件費、そうやってこの夏場でかかっていることを考えますとですね、やっぱり路上駐車で付近の住民は迷惑ばかりで、なんの潤いもないという、それがやはり地域住民が一番怒っているというかね、馬鹿げた話ではありませんか。やっぱり便ノ山、木津の住民は、こういうことをされたらやっぱり路上駐車を全くなくして、有料駐車場をつくるべきだと思うんです。来年の夏には是非実現していただきたいですけども、ご答弁をよろしく願いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり経費が、直接経費だけでも300万円近くかかっております。これをですね、何とかしたいと思う。ただ町が直接儲けるシステムというのは、なかなかつくりにくいです。ただ人が訪れることによって、周辺の飲食店とかスーパーとか、そういったものに対する還元、経済の循環、経済波及、こういったものが必要だと私は認識しているところでございまして、また、駐車場に関しましてはですね、昨年からなんですけど、有料化も踏まえて考えております。

そして、今、上流が有料・無料に関わらず上流部についてはですね、大変もう飽和状態です。そういうことで地元住民の方にご迷惑をおかけしております。そういうことで県のほうへ要望して、銚子川周辺に駐車場を整備していただきました。

だから、上流でなくても知事も1対1でおっしゃってました。どこで泳いでもきれいな

川なんで、我々は銚子橋の上で泳いだようなお話させていただきました。ですからそこをPRしながら、できるだけ上流部に行かないで、下流部で人を止める。このシステムをですね、今、構築しようとしております。

ですから、できる限り今の飽和状態を下流部に来ていただいてですね、上流部の便ノ山、木津区の方に迷惑のかかかるとを少なくしていきたいと思っております。本当にこの場をお借りいたしまして、地域の皆さまには御迷惑をおかけしております。お詫びを申し上げたいところでございますし、その御迷惑を少しでも減らすように、努力していきたいと思っております。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

やはり人間の心理というんですか、上へ行けば上へ行くほど、きれいな水があるんじゃないかという、そういう人間の心理なんですよね。確かに言われるように、上でも下でも一緒なんですけども、そういうことはあると、やっぱり上のほうで大きな駐車場なりつくっていただいて、それで該当地区の方たちに、そういう仕事を依頼する、駐車場の管理ですね、管理のほうをしてもらうというような方法が、一番私は得策じゃないかなと思います。

次に、3番の豪雨災害についてお伺いします。土砂災害警戒区域に指定されている箇所に避難場所が存在するか、お尋ねします。2番目、10月18日の警戒レベル4の勧告は、全員避難なんですけども、それが出されましたけども、何人避難されたかお聞きします。

3番目は避難所開設時間等は適切であったか、答弁をいただきたいと思っております。

4番目、最近の予想もつかない豪雨に対して、町長は新たな方策を持っておられるようでしたら、ご答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

豪雨災害についてということで、4つほどご質問いただきましたかね。まず、土砂災害警戒区域に指定されている箇所の避難場所についてのご質問にお答えさせていただきます。

土砂災害警戒区域の指定につきましては、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を三重県が指定しているところでございます。土砂災害特別警戒区域とは、崖崩れ等により建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域です。土砂災害警戒区域は、土砂災害のおそれがある区域と規定されております。

紀北町における指定避難所に関しましては、土砂災害警戒区域に指定されている区域内に、避難所が存在するところもございます。

次、2番目に移ります。本年10月18日午後1時13分、紀北町に大雨警報（土砂災害）が出されました。その後、午後4時52分、大雨洪水浸水等洪水警報が発表され、午後4時53分には土砂災害警戒情報が発表されております。午後10時25分に町内全域に警戒レベル4を避難勧告を発令しました。避難場所、避難者数につきましては、ピークの時でございますが、老人福祉センターに2名、相賀小学校に7名、潮南中学校に2名、引本公民館に2名、引本集会所に3名、三船中学校に4名、けんこう広場に30名、町民センター5名、志子奥集会所7名、中原多目的集会所4名、出垣内集会所3名、田山集会所1名、東長島公民館19名の合計89名でございました。

避難場所の開設時間等についてでございます。開設手順につきましては、台風などの接近が予想される際、住民の方からの要望があれば、早めの避難のために要望箇所の避難所を開設しております。

また、東長島公民館、長島多目的会館、老人福祉センター、三船中学校については、早めの避難に対応して、早めの開設を心がけております。

避難勧告発令の際は、土砂災害や浸水等を考慮した上で、開設できる指定避難所はすべて開設をしております。各指定避難所の担当はその時の状況に応じて、各課から数名の職員を割り振り、各指定避難所の開場、定期的な見守りを実施しています。また、自主防災会の方や区の役員さんにより開設や自主運営をしていただいているところでございます。

豪雨の予想、新たな方策についてでございます。本年も台風による豪雨以外でも、記録的短時間大雨情報が発表されるなど、ゲリラ的な豪雨が各地で頻発しております。町といたしましても、起こりうる災害に対する情報を迅速に把握し、できる限り住民の皆さまに迅速に情報提供し、避難行動につなげていただくことが重要と考えております。

本年度から令和2年度にかけて整備を進めている防災行政無線デジタル化整備工事におきましては、主要河川へライブカメラを設置し、水位の状況等をリアルタイムに把握することを計画いたしております。また、デジタル化整備に伴い気象情報等の集約化をはかり、いち早く避難勧告を発令の時の判断に活用し、的確かつ迅速な情報発信に努めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

新たな新聞、ページなんですけども、紀北町の銚子川の上流で534ミリの雨、今言われた紀北町全域に避難勧告ということが載っております。このように相次いで豪雨災害が、当地方襲われていました。台風19号では幸い進路がそれて、大きな被害はなく安心しました。しかしながら、自主避難は相当数おられたと思います。もし当地方に直撃していたなら、関東、東北地方が甚大な被害が、我が町にきたらそれこそ平成16年の豪雨災害に匹敵するか、それ以上の被害が出たかもしれません。

地元新聞にも掲載されているとおり18日前後の豪雨は、紀北町全域に避難勧告が出され、全員避難の警戒レベル4が出されました。私の近所のことをちょっと述べさせてもらいますけども、大雨が降るたびに避難所へ避難しております。

急傾斜90度の真下に住んでいる方、大雨とこぶし大の石が落ちてくる状況、また、溢れた雨水が自宅の中を通っていくような、そういうことを理解できますか。しっかりとご答弁をお願いします。

私はこの方たちから要望を何回も聞き、何回もその現場へ運び、過去には県会議員、引本出身の県会議員なんですけども、そういう人とか議長経験者の町会議員、そういう方に訴えても実現しなかったと聞いております。

十数年も前だと思うんですけども、私も同じような、あの議員は言うても駄目なんかな、そう言われたくありません、私は絶対にこのことについては。その住民にはこれが完成するまで頑張りますと、その住民たちにはお話ししました。こういう10年以上放置されている現状を町長はどのようにお考えなのか、この人たちに伝わる言葉でご答弁をよろしく願います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれのところで危険な状況はですね、十分担当課とか把握して、それで県に向かってですね、急傾斜等のことについては要望させていただいております。そういう中で町の仕事としてやることは、町は町の中で優先順位をきっちり決めながらですね、やっていきますので、我々といたしましても、そういった要望はこれから県のほうにもどんどんしていきたいなと思います。

ただ、それとここまで言っていないかわからん、避難の問題はやはり危険なところほど、早

めの避難をしていただければありがたいなと思います。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

家の真裏がですね、本当にこんな 90 度の急傾斜なんですよ。そこへ 1 日に 500 ミリも降った雨が、だだだあ流れて、それでこぶし大の石も一緒に流れてくる、この状況を理解できますか。こういう状況を十数年やっていないというのは、建設課などに私は言いました。その当時から聞いていると思うんですよ。もちろん私は町の範囲外かなと思って、県のほうにも行きました。県のほうは県で私たちのすべきことは、すべてしましたという返事をもたらしています。一体どっちが本当にしていただけるのか、そこで私は町長の明確なご答弁をお願いしますと言っていることなんです。もう一度お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは県としておそらく急傾斜地の整備は一応されているんじゃないですか。90 度のところで引本、おそらくされている中で、まだ危険じゃないかと、そういう場所は紀北町にはいっぱいありまして、県も随時弱いところからやっていただいております。その中でできる、できないということをですね、ぶつけられてもですね、私がぴゅぴゅぴゅと直せるようなものではございません。十分気持ちはわかるんですよ。そういうところはいっぱいあります。相賀にもございます。国道の近くに住んでいる方なんか、真っ縦ですよ、あの裏が。

だから、それらに対するのは要望してやっていかなければいけないです。ただ、ハードを一生懸命我々も要望します。それで自分の命は自分で守るという観点からも、そういうより危険なところの方は避難していただく。

それで田島議員がおっしゃるように、要望すべきところはどんどんやっていきます。相賀の橋でも 20 年も 30 年も前に要望して、やっと今、架け替えなんですよ。だから、それぞれが県の順番、危険度、優先順位をやっていきますんで、我々としては引本地区からも、この間おそらくそのところだと思います、要望書も見ました、少し前に。

だからそれをまた県のほうにもあげてますんで、ただ県のほうの判断もございまして、我々はそこで要望を自分たちで止めているわけではないんです。ひと月ぐらい前ですね、再度出ていましたよ、写真つきで。私も見えています。そういうものはあげておりますんで、気

持ちはわかります。そういう行政としてやるべきことは、一生懸命させていただいております。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

最後のお話になりますけども、この豪雨災害、特に各担当課の皆さんによろしくお願ひします。いろんな要望出てくると思うんです。これを自分の問題として捉えていただいて、これは私らするべき問題じゃないとか、そういう簡単にしてもらったら、住民はたまったもんじゃないです。県の方にも私は常に言っていることなんですけども、一体本当にどっちが面倒みってくれるんやということを、私は言いたいんです。これを持ちまして、時間ちょっと残りましたけども、私の今回の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

平野隆久議長

これで、田島明良君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。2時10分まで休憩いたします。

(午後 1時 58分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 10分)

平野隆久議長

10番 瀧本攻君の発言を許します。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

議長の許可を得ましたので、12月の令和元年の質問をさせていただきます。

3つでございますが、これは3つとも昨年の12月質問をさせていただきました。それで、今年の6月です。これが連動しております。私にはまだチェックできておりませんので、そういう意味で質問させていただきます。

まず風呂の問題で、ちょっと風呂もあがったような状態で答弁してもらっても結構でございますので、町長は古里温泉に整備にかかって、前向きな答弁を本年の6月にされました。古里温泉における進捗状況はどうなっておりますか、答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古里温泉の整備にかかる進捗状況というご質問いただきました。以前も申し上げたとは思いますが、いろいろな形で一人でも多くの方にお越しいただきたいなという思いで、いろいろと考えております。きいながしま古里温泉は紀北町古里地区に、平成8年4月にオープンし、町内外の方々に広く親しまれております。

どのようにすればより多くの方々に利用していただけるかの視点で検討しておりまして、豊かな海、銚子川、今年15周年を迎えました熊野古道など、紀北町の魅力を統合して、それらに訪れた方々を古里民宿とか古里温泉、それから他のホテルなどを利用していただける具体的な工夫という点では、日々先ほども申し上げましたように考えているところでございます。

古里温泉ではその1つのことといたしまして、本年4月1日より無料送迎サービスを行っております。また、PRのために駐車場近くの懸垂幕の改修を行ったほか、夏季の銚子川来訪者に立ち寄っていただけるよう、銚子川下流の駐車場や種まき権兵衛の里駐車場などへの古里温泉の案内用のチラシも貼付したところでございます。

古里温泉の整備という点につきまして、引き続き検討を重ねてまいります。以上です。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長、今のおっしゃった、いうたらPRですね、どれぐらいのお金を費やしましたか。PR、懸垂幕だとか、お金を、それで町長は私の6月の質問にですね、外湯ということも言っていました。外湯というものを考えてみえると思う、だから令和2年の予算には、最低でも外湯、それから安らぎの場所、これをつくらなだからですね、私の6月の答弁に対するで

すね、結局不実行ということになりますよ。いやいや、じゃないよ。あまり風呂やっておつたら、そうなつてもしらんけども、だから外湯ということ町長おっしゃった。僕は昨日です、6月の定例会の私ビデオが撮ってありますもんで、再度確認しました、8時頃ね。外湯っておっしゃいました。議事録に載っていますよ、これ。

だから、外湯をつくっていただいて、それで畳の部屋で安らいでおるようなことをせんなら、風呂もですね、だいたい3回ぐらい入らんとですね、リラックスできんわけやから、町長、予算もあるんですよ、予算のこと後で言いますけど、9億何千万、財政調整基金を取り崩しておるけども、今度1億8千何百万もってきてですね、今朝、財政課長に聞いたらすね、今の時点で財政調整基金が14億円弱あるわけですよ。これおそらく、だから決算を今年度決算したらですね、私の試算でいったらですね、財調は17億円か18億円残るといふふうになってくると思うよ。

町長、お金のことはちゃんと自分で覚えとらないかん、こんなものは。お金があつて事業ができるんやで、その辺どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実に外湯の話とかもさせていただきました。議員からも提案あつてね、それでその後もですね、私何度か行かせていただいて、図面を眺めながら、ここはこうやなど、今までポンプのほうですね、あそこがポンプというより一番後ろのほうがちょっと、大変使い勝手の悪い形だったんですけど、そこから6月にも質問いただきまして、何度も眺めにいきました。

その挙句一定のスペースが確保しようと思えばできるな、ここまではきています。ただです、来年すぐつくるかということについては、ご答弁控えさせていただきたい。ただ、来年に本格検討に入らせていただきます。基本的にはオープンから23年以上たつていまして、大規模な改修というのは、露天風呂を潰して、今のお風呂に大きくしたんですよ。それがちょっと良かったか悪かったかは別として、今、瀧本議員が求めているのは、そういう露天風呂的なものもしたらどうやというご意見で、それは十分頭に入っておりますんで、令和2年度に検討させていただくためのことをやっていきたいなと思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

この政治用語で検討というのはね、しないということなんです。令和2年でやったらですね、完成は令和3年になってくる。令和2年の前半6月頃まで、いわゆるグランドデザインを書いてやれば、令和2年の年末にオープンするように、もっと宣伝もしてですね、ああ古里温泉いいなと、今はですね、冬場なもんですから、だいたい5時前後に入館者が非常に多いそうです。

それは町長、お金が、この前も1億8,700万円財調へ戻しておるやないかな。それをやらなんたら町長、それは潤わんですよ、ここに書いてある、町長がなってほしい10年目ですね、今度は。みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～こんな町いうたら町長はないっていうたんやで、自然の鼓動を聞き、みなが集い、にぎわう、やすらぎのあるまちづくり、笑いごとじゃないですよ。

だから、積極的に取り組んでやっていただきたい。それで令和2年の12月頃のオープンに間に合わせるように、それでどえらい広場ができたらですね、そこで我々はですね、忘年会もできるじゃないですか。それぐらいのことをやらんたら、この町は活性せんですよ。それでお金も使わないかん。合併特例債も財政課長に聞いたら、まだ4億円ぐらいは残っておるということでございますので、やっぱりその辺のところをですね、お金をどう使うかというのは、これは政治家のですね、最大の使命です。何に使うか。その辺どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いかに財政的にそういったお金を回していくかというのは、政治を行うものとして大変重要だと思っております。そういった観点からも町のみんなが元気を目指してまいります。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

そうすると、やってくれるということですね。その前も総理の安倍晋三総理は今度の予算でですね、経済対策に26兆円ぶち込むんやで、経済がガタガタいうとることは、前も言ったでしょう。だから経済を良くしなかつたらですね、町はよくならへん、こんなもの。後で僕が質問させてもらうけども、町長はその辺のところはですね、検討するということはしないということで、だからそれにインセンティブかけてやっていただきたい。答弁できますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、現場の方にも足を運んでおりますので、しっかりと熟考していきたいと思います。検討から熟考に。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

そんなもんね、熟考するんやったら、私らも協力するよ。1,700万円しとる、横浜のポンプの代理店でも、あんなもん私がいうたら100万円安なったんやで、あんなもの地元のもんでできるポンプなんか、ヒットアンドペイでやればいいやで、熟考に変わった熟考が今度は実現に変わることを期待します。

それでは古里温泉についてのよろしくお願いじゃない、やってくださいよ、約束やから。

住宅リフォームの補助金の考え方についてですね、私は昨年度の住宅リフォームを再考して、またこの来年、令和2年の予算につけていくのかということをお聞きしたい。それとですね、除外対象やとかそんなものつくったのは、なんでこんなものつくったんですか。例えばウォシュレットはいかんやとかさ、そんなまたウォシュレット直したらですね、お年寄りの方は一番よくお金出しとるわけやから、それは空き家対策やってウォシュレットついておったらですね、売れますよ。誰がウォシュレット駄目やというの。やっぱり家を直すことやとか、車を買うこと、服を買うことはそうでないですけどもね、やっぱりその家庭の中でですね、非常に前向きになってわくわくしますわ。家の便所なおすんやと、今、便所だけでウォシュレット、合併浄化槽、単独浄化槽でもですね、だいたい20万円でできますわ。

だから、この対象外のやつこのこんなものね、救ったらなあかんわ。新築、増築、解体はええけども、エアコンやとかね、こんなキッチン、こんなもんも入れなあかん。何故かという、エアコンやとかキッチンというのは、これは固定資産になるわけですよ。火災保険でいうたら火災保険の対象になるわけですよ。家財じゃないんですよ。テレビやとか冷蔵庫やとか、そういうものは白物家電で、これは家財になるわけです。これは家の中の一部ですよ。何を考えておるんや。どういうふうな相談されたんか。それでやるのか。

だから、令和元年には2,000万円ぐらいやってですね、2,000万円ぐらい使わなんだら、金がどんどん、どんどん余ってきとるじゃないですか。それで経済は悪いわけやから、町長、なんでそれで町長は自分で500万円で決めた、私一人で決めた、それは町長この答弁された、

私に。500万円って私が決めました。そんなもんいうたらちょっと小さい言葉でいうけど、独裁やがな、それ。やっぱりいろんな人に聞いてですよ、500万円って決めたいならいいけども、私で決めましたって、それは決定権は町長にありますよ。いろんな課長と相談して、財政課長やとか企画課長やとか、その辺どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住宅リフォームについてはですね、今年度は500万円でさせていただきたいということ、以前も答弁させていただきました。これは今年度についての考え方でございます。

それから、令和2年度はですね、その時にお答えしたと思うんですが、この金額で来年度もやりたいなというようなお話をさせていただいたように思います。

それと、判断は私がしましたと言いました。いろいろと経済バランスそういったものも考えながらですね、私が最終的に私が判断したということでございます。もちろん職員のお話や今、住民の方がどう思っているか、そういったことも十分踏まえた上で、私が判断したということでございます。

それからシステムキッチンやエアコン、こういったものを何故、これは最初の時に除外させていただきました。それはですね、備品として購入しやすいものであったので、これが最初に行われた時に、何を指したかということ、大工さんたちが仕事がない中で、そういった改修とかの基本的にお金に使っていただきたいという思いです。

それでうちは2分の1で10万円補助できます。例えば20万円のものであれば、備品として扱って、どこかの電気屋さんがぴゅっと持ってくる場合がありますので、これが100万円とか50万円以上の方に10万円、20万円の補助ならよかったです、その10万円で2分の1ができるだけそういう改修をやっていただきたいという思いがあったんで、そうすると20万円であれば備品を1つ買っただけでも、20万円になりますんで、こういった備品的なものは、対象外にしたほうがいいのかという判断をさせていただいて、地元の大工さんなどがした工事について、補助金2分の1以内10万円ということさせていただいたんで、ここのご理解いただきたいと思ひますし、ちょっと大きな改修をすれば、そういった部分について大工さんなどが入りますんで、その部分へかける10万円はオッケーということになりますので、ご理解を願ひたいと思ひます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長、大工さんにウェイトを置いておるの、あんた。電気屋さん、エアコンは備品じゃないですよ、ちゃんと家に引っついておるわけやから。だから火災保険で住宅総合保険をかけたらですね、そこがいかれたらですね、台風で。ちゃんと保険が出てきますよ。移動可能なものを備品というんですよ。感覚的に頭が固いじゃないの。課長も含めて、思うよ、本当に。

だから、家財は一人あたり750万円保険かけられますわ、これは服だとかね、タンスやとか、今いうた冷蔵庫やとか、だけどこれは家にくっついておるんやでキッチンも、これは住宅総合保険に入ればですね、普通保険でも出てきますよ、これは。

備品という考え方はちょっと税法的にもちょっとおかしいんじゃないかと、税務課長とも相談された、一般社会通念上ですね、あれを備品という人間はおらんですよ。エアコンを備品という人間はですね、私はいないと思う。どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

備品という表現が悪かったなら訂正をいたしますけど、考え方自体は別に大工さんということではございません。地域の経済波及ということでございますので、そういった考えのもとに対象除外をさせていただきました。それでも500万円の枠がいっぱいになるようなご注文をいただいた、ご利用いただいたということでございますので、備品という言葉が適切でなかったら訂正をいたします。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

そこを備品の訂正は結構やけどさ、それはいわゆるなんて言うの、補助金の対象にならないの。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところ変更は考えておりません。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

まったくもってですね、時代錯誤も甚だしい、この社会にあって、エアコンは今の若い家庭、お年寄りでもエアコンつけてなかった脱水症で亡くなったお年寄りもたくさんおる。冷蔵庫は買わなくても、脱水症にならへんのやで、それはちょっと頭が固すぎるんやないの。ちょっと経済学を勉強したら、こんなもんエアコンやとかシステムキッチンはですね、私言っておるでしょう、台風で被害受けたら全部認定されるんですよ。冷蔵庫やとか他のものはテレビやとか、台風で被害を受けて、別に家財として入らなんだから出てこないんですよ。その判定がわかってないんじゃないの。

それをエアコンはあかんとか、エアコンやってグループ組んで、ここの地元の連中はグループを組んで仕入れていますよ、仕入れて売っておる。それはエイデンやとかケースデンキで買う人もおるけども、それは町長、いかがなものかと思うよ。要するに業者に対する差別。

それでもう1点はですね、一遍2,000万円ぐらいやってみたらどうですか。そんな500万円いうて、それは不公平ですわ。住民目線、住民目線どこへいったんですか、住民目線は。ここに住民目線の矛盾が出てくる。

だから、全部受け付けてですね、一遍やってみたらどうですか。それは、くじで漏れた人は怒っておるわ、おそらく。この前69件きてね。しかもこれはですね、だいたいアバウトで令和元年度の、令和やない、平成30年度か30年度でだいたい町の出し分は2割弱です。それで住民が8割ちょっと強です、データでみるとね。過疎債よりずっとええんや。なんでこれやらんの、健康になるエアコンつけたり、家がよくなる、ウォシュレットしたら良くなる、なんでせんの、これ。

それとそういう空き家バンクが借り入れしても、エアコンもついとる、ウォシュレットもついとる、キッチンも備えておるといことになってくるんじゃないの。この前、誰かがウォシュレットがついておらんで、空き家バンクが売れなんだとかすったもんだ、買ってくれんだとか言っていましたけど、その辺のところの整合性はとれてないと思う。考え方の違いうたらそれまでやけどもね。一遍やってみたらどうですか。そんなもん1,000万円や2,000万円、あんた町民のために使ったって、別にどうなってことないですよ、こんなもん。

銚子川へ行ってですね、帰りにボランティアで課長連中がですね、夏ですね、駐車場を回っておるよりも、銚子川も一つの山削ったったって、そこへ駐車場つくるのも1つやと思うけども、ちょっと話が飛ぶけどもね。それぐらいのことやらなんたら、町は発展しないです

わ。

コツコツ、コツコツやるというけどもね、コツコツコツではあかん。もう今は10年サイクルでこの前は変わってきたけども、これからは5年サイクル、3年サイクルで時代は動いてきますよ。グーグルだってアップルだってですね、自分の町をつくっておるのやで、グーグルの町、従業員から学校から病院からすべて、そんな時代ですよ、だから紀北町の1つのまちづくりをですね、しなあかんのやで、みんなが元気！みんなが元気やないよ今、こんなもの。元議長がですね、奈義町へいった時、うちの町がみんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～言わんなんのや、具体的にどないするんや、答弁を求めます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

具体的なところは、その中に入ったところに書いてありますので、それをご参照いただきたいと思います。また、2,000万円の件につきましては、先ほど申し上げたように、500万円しか行いません。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

出てきたら一般会計で否決するで、それ。修正動議だして、2,000万円に。ちょっと怒りに変わってきたな。抑えとるよ。

それでは、最後に一番の問題といたしまして、町の経済対策についてですね、どういうふうに考えておるのかと、この総合計画でもこの分野はですね、いうたら絵に描いた餅や、リスクも伴うんで絵に描いた餅、あんなFSCなんて、あんなもんとったって一緒やそんなもん、一人や。あんな九州ぐらいいったらスギの木が、どんどん、どんどん中国へ出ておるわけやで、一番多いのはスギの木なんやで、経済対策どうしていくんやな、あんな。

私は前回も言いましたけど、名だたる企業は倒産、廃業に追い込まれておる。それによって従業員が働く場所がない、どういうふうにやっていくんですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

経済対策についてはですね、第2次総合計画、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて行っています。基本的に瀧本議員と違うところがあると思います。私の考え方は行政としてこつこつと積み上げていくのが、私の政治手法でございますので、瀧本議員のように大胆なナタをふるようなタイプではございませんので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それではまあいうたら何もせんということや、まあいうたら、極端にいうたら、何もしない、企画課長にいうと企画課長も答えにくいと思うんだけど、やっぱり企画にですね、6人ぐらいのいわゆる、未来の町をどうしていくかという方向性をつけるような、特殊な特別班をつくってですね、それはその方は重複しておってもいいですよ、他の課と、6名ぐらいで女性の方も、30前後の方も半分入ってもらって、男の人と、それにだいたいこれも1,000万円ぐらい使ったってもいいわ、いろんなことを研究してですね、どういう町にするのか。

それと企業誘致やってきやへん、こんなもんは。ここの企業誘致できとる小松原の工場でも、24時間フル稼働しとるけども、トヨタグループの中では決算やると一番下っぱですわ。ぼろ糞、事実のこと言っとるのに、ぼろ糞ということはないでしょう、あんた。事実のこと言ってぼろ糞なんてなんや、トヨタの中で。興奮はしてないよ、町長はあまりにも消極的すぎるもんで、私の、町長はネガティブなんさ、僕はポジティブやけど、英語でいうたら。

どうですか、企画課にですね、そういう未来思考の班をつくってやらなんだら、この町の放置いうんはできんですよ。そういう考えはありますか、ないんですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々はいろいろ分野を横断してですね、グループでチームをつくっております。重点プロジェクトもそうなんです、そういった観点で、1つの単独の課でいろいろ進める場合もございますし、そういうグループもつくっております。

また、いま若手とかですね、女性のお話もできました。これは健康に特化した部分なんですけど、生涯、福祉、それから住民課でプロジェクトチームKというものをつくっております。

これは健康関係について、各課から若い方、女性の方も出ていただいでつくっているようなグループがごさいます。

そういった中で必要となれば、銚子川の魅力アップもですね、そういったものでチームをつくりながらやっておりますし、それから新たなチームということではですね、ふるさと納税を使つての提案を求めております。すべての職員が提案できる制度で、1年間の予算が一定の金額内で提案してください。それが3年継続できますよというようなやり方ですね、チーム、提案制度もしております。

だから、必要に応じてチームが必要であれば、そういったチームを設立していきたいと、そのように思っています。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

ふるさと納税のこと言われたけど、あれは竹下内閣の時に1億創生ということでやりましたね。竹下さんの地盤が4,000人の基盤で掛合町やったかな、今は雲南市になっておるかな。その区が7区あってですね、100万円ずつばっばーと出したわけですよ。どういうことしたらいいかと。おれらの町から総理大臣でたもんで、7区が考えて考えて、考え抜いたわけですね。そして、一番先にやる、デイサービスみたいなものができたんです。その後で道の駅もあそこは1号店です。

だから、そういう議論して、そんならふるさと納税の金やとか、そんなこといいよらんと、もうちょっと積極的にやらなんだら、こんなもの。町長これはそやけども、町長あんた運転しておったら、時速だいたい70キロ制限のところを40キロぐらいで走っておるような感じやな。

私、去年高速のつてきたら60キロで、50キロ台で走らせとつてら、車が止まっていたんですよ。そこ信号2回かかった、高速で。少のうても80キロぐらいで走らないかん、あんた。あんたの今のスピード感でいうたら、50キロか40キロや、町長、笑っていつてとるけどね。私らもそれに向けて大賛成しますわ。お金も集めるんやったら集めるよ、そんなもん。いうんやったら。そやなかったら、この町は沈没するよ。どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何と答えていいのやわかりませんが、私自身は先ほどから繰り返すように、自分は総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいてですね、着実に進めていくしかないと思います。我々のような財政力の低いところ、お金がたくさんあると言いますが、またこれ言うとまた叱られるかわかりませんが、決して裕福な財政ではございません。

そして基本がですね、3割自治、財政力指数が0.28ぐらいなんです。ですから、これを川越町のように、1までを超えるぐらいまでもっていくのであれば話は別ですけど、とてもそんなことはできません。

だから、地道に住民の福祉を考えてですね、できる範囲内でさせていただくということで、政策的に政治的にやっておりますので、ご理解いただきたいというしかないです。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長、財政の話したけど0.3、約14億円ぐらいやね、まあ15億円として、財政需要費、必要額、これを60億円として、そうすると交付税としてですね、いわゆる60億円になるために45億円くれるわけや。それで15億円の3分の1は留保金でくれるわけです、5億円。財政力が低いからできるとかできんの問題じゃないんです。それはあつたほうに越したことはない。これだけ余ってきとるやないか、これ。それ合併当時10億円しかなかったんやから、全体で。もうちょっと財政学も勉強してですね、金を回してやらんだらですね、いわゆる行政も経営者でなければですね、こんな町は良うならへん。みんな逃げていくわ、それこそ。

時間ないで、馬の耳に念仏やの、こんなこと言うても。がっかりしました。本当に何もしない、何もしない町長、こう言って私は過言ではないと思う、何も。あの計画書やて、あなた、できることを書いてあつて、一番大事な経済のことは何も、具体的に6次産業化やとかかなとか書いてあらへんのやで、何もしない町長と言って過言ではないと思うよ。どうですか、町長。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は一生懸命でやっているつもりでございます。それと合併当時10億円だったですね、確か基金は。10億円でももう駄目だとまちづくり的に厳しいですよという中で合併したこ

とによって、今、これだけの事業ができているところでございまして、合併特例債も約 60 億円利用させていただいております。基金の積み立ても入れれば 70 数億円使わせていただいて、まちづくりを行っているわけでございます。

これから来年再来年ですか、1 町換算ひとつのまち換算がずっと続いてきます。今も交付税が交付金下がってきております。それが一番低い 1 つの町としての換算でいきますと、なかなか今やっている福祉施策さえもやっていくのが厳しいような状況がやってくると思いますので、こういった基金をですね、大切に使いながらまちづくりを行っていくのが、私の仕事だと思っております。以上です。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長は数字をつかんでおらんのや、元年までですね、合併特例債は 77 億 6,500 万円、さっき 60 億円というたでしょう、数字に非常に弱い。違うんさ、使ったやつ私いうとるのは。うちは令和元年まで 77 億 6500 万円、合併特例債を使うようになってるんですよ。あと残りはだいたい 4、5 億円しかないわけですよ。あんた 60 億円っていったやん。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

言いました。事業的に使ったのがそれだけです。それで基金として、今、数字を持ってないんであれなんですけど、12 億円が積み立てとして置いてあります。これは積み立てた中で償還が終わったものから使えるというような 12 億円が金額なんで、事業費として使ったのが 64 億円になります。ですからアバウトで 60 億円とか、そういうお話させていただきましたが、数字的にはあっているものと思っております。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

役所の会計は非常にそういうこと 12 億円積み立てて、償還せんと使えん。使えなんだからですね、借りたらいいやないか。借りてですね、金利はもう 1%きつとるわけやから、借りて事業を起こしたらええんや。それで償還したやつもですね、そいつを返済してもろたらええことなんやから、そのやり繰りを要するに公会計してないんでわからんのか、バランスシ

一トがないで、公会計、それと町長、公会計はいつからするの。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公会計のことはちょっと私そういう苦手な分野でございますけど、一借りなんかでですね、赤字が続けば、それは赤字団体というようなレッテルも貼られたり、いろいろしますんで、我々は今ある基金を上手に使いながらやっていくのが、大事なことだと思っております。だから、一借でどんどん、どんどん借りてですね、そういう返済1年間で返ししながら、いわば自転車操業のようなやり方というのは、行政はなかなかできませんので、我々はこの基金を利用し、補助金を利用し、交付金いただいたものを、そういったものを利用しながらですね、行政運営というか経営をしていくのが、適切なやり方だと思っております。

平野隆久議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

公会計につきましては、今でも公会計のほうは行ってございます。公表はさせていただいているかと思うんですが、ごめんなさい、今、明確な答弁はできません。すいません、失礼します。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

私質問ありますけどね、最後に質問じゃないですけど、こういうことでやっておったら、この町はここ数年後に限界集落になって、若者のおらん町になります。それをやっぱり感じないかん。商工会やって激減しとるわけやで、人数が会員数が。だから、経済をよくせなんだらですね、町はようならんのですよ。その経済をよくするために、リスクはあっても、その経済をよくする希望をうたないかんのですよ。

それを町長はしないんだから、これはしょうがないわの、答弁よろしいわ。町長の気持ちは今まで4年ばかり何とかやってもらえんかなと思いつつながら、フレンドシップを保ちながらやってきたけども、これでは敵対的になってくるねと言わざるを得ん。考え方の根本が違うんやから、議長、私は12月定例会の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

平野隆久議長

これで、瀧本攻君の発言を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。3時5分まで休憩いたします。

(午後 2時 52分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 05分)

平野隆久議長

次に、4番 岡村哲雄君の発言を許します。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

議長より発言の許可を得ましたので、12月議会の一般質問を行いたいと思います。

私は大きく3つ質問させていただきます。1つは防災・減災対策について、2つ目は環境条例の問題でございます。3つ目は地域公共交通ということで、1問ずついきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

まず防災・減災対策からいきたいと思います。台風19号では、長野県、宮城県、三重県などで内水氾濫が相次いで起こりました。それで甚大な被害が発生し、今、国をあげてその対策に入っておる状況でございます。

紀北町でも、本年10月18日の夜ですけれども、豪雨で内水氾濫が相賀地区でありました。内水氾濫が起こりました。あちらこちらの道路では冠水が起こり、相賀地区では毎年のように相生町とかいろいろなところがありますけれども、床下浸水が起きております。最近では毎年のように内水氾濫の冠水が相賀地区では起きております。当然、地区ではですね、よく内水氾濫が起こる相賀地区、それから汐見地区、それから長島の出垣内地区だと思っています。

その中でも相賀地区が一番、ポンプの状況もございまして、ちょっと問題があると思っております。

これに対しましてですね、先日、前者議員も言いましたけど、知事との町長との1対1対談がございまして、ちょうど奇しくもですね、3つ知事に町長が申されたこと、私の質問とほぼダブリまして、3つが喫緊の課題だということは、捉え方が一緒だなという感想を持ちました。

内水氾濫につきましてですけども、内水氾濫とは何か、内水氾濫の定義とですね、内水氾濫を防ぐ方法につきまして、どのような方法があると思われるか、もしわかればお聞かせ願いたいんですけども。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

岡村議員のご質問にお答えをいたします。内水氾濫ということでございますが、市街地等に降った雨がですね、短時間で配水管、下水管に一気に流入して雨水処理能力を超えて溢れる、外からの水がない中での道路が浸水等する、そういうような状況でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

町長の答弁、的確だと思いました。それではですね、内水氾濫が起こる原因は、今言いました排水能力がございまして、今回、汐ノ津呂の排水機場について、質問したいと思います。

排水機場のですね、運転操作の担当者はどなたか、それが1点。平常のメンテナンスはどのようにされているのか。あるいは排水能力はどの程度かと、取水口の位置は、こういったことをちょっとお聞きしたいんですけども。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれがですね、メンテとか整備等の問題ですので、担当課からお答えをさせていただきます。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

排水機場の運転担当につきましては、汐ノ津呂排水機場の担当につきましては、現在職員4名が交代で担当してございます。

運転に際しては、2名の職員が現場で水位を確認しながら、運転を行ってございます。

メンテナンスにつきましては、排水機場のメンテナンスにつきましては、汐見、汐ノ津呂排水機場におきましては、三愛物産株式会社にメンテナンスの委託を行ってございます。排水能力につきましては、汐ノ津呂排水機場に関しましては、毎秒 2.13 t でございます。以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今の質問ありがとうございます。取水口の位置につきましては、私もまた後で言いますので、ありがとうございます。実はですね、10月18日の豪雨の当夜ですね、私は相賀地区の自主防災会長をやっておりますので、心配になりましてですね、いろんなところを回りました。ちょうど便ノ山に行きましたら、便ノ橋ですね、誰がおるのかと思ったら町長でした。町長が心配されてですね、私と一緒にそこで会いまして、今、ダムの放流を見ていました。その時は調整放流だそうです、調整放流と言われておりました。確かにそうだと思います。町長も大変だなという思いをしたわけでございます。

ご存知のようにですね、ダムの放流はタイミングを誤ると下流が洪水になるということで、ダムの放流の場合ですね、雨が降りそうな時は、初めに調整放流って、先に流すんです。これを誤ると大変なんです。と同じように汐ノ津呂排水ポンプ、他の排水ポンプもそうです。タイミングを誤ると大変なことになります。ということでタイミングの問題を述べます。

実は当日ですね、便ノ山を回った後ですね、ずっと相賀地区も回りました。汐ノ津呂のどこへ行きました、確認しました。私の感じではですね、あの時ポンプが止まっておったような感じですね、排水ポンプが、私が行った時に。なぜそう思ったかといいますと、取水口はわかりませんでした。水の底ですんで、ただ音がまったくしなかったですね、そこを聞きますと大きな音がすると聞きましたもので、止まっておったように思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あの時はですね、4時頃と9時頃が大きな雨、記録的短時間が山の奥のほうで降りまして、それが本流に影響している。内水の場合こちらのほうのところで降る、河川に影響があるのは、やっぱり山で降った水だと思います。その中で排水機場の運行記録でございますけれども、10月18日に関して午後4時50分に運転開始し、19日の午前1時まで稼動していたと。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

わかりました。私は音がしなかったんで、止まっておったと思ったけど、動いておったという記録ですね。動いておったんかもわかりませんね。動いておったんだろうと思います。

では、排水ポンプの稼動、じゃあ停止のタイミングは、ダム放流じゃないですけども、どうなっているのか。ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか、タイミングの話、どういった時に水門を開けるとか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも運転等でございますので、担当のほうから答弁いたさせます。

平野隆久議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

失礼いたしました。汐ノ津呂排水機場に関しましては、担当職員が目視による運転可能水位を確認いたします。運転可能水位、水位が約2mの状況に達した状態で、ポンプの稼動を行い、稼動状況を確認した後に樋門の閉鎖を行います。ポンプの停止につきましては、船津川の外水位が現場時間の内水位よりも低いことを確認し水門を開け、ポンプを停止いたします。

ですので、ポンプについては、目視により稼動停止を行ってございます。以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、目視によるということですけど、源八川、内側ですね、内水のほうですけども、源八川という排水口があるんですけども、そこに確かに線が入っていました。白いテープの線、それ以上がないと実は運転できないんですね。何故運転できないかという、空運転になるわけです。ただ、私はあのテープを見まして、夜、深夜、見誤らへんかなという感じは持ちました。私が見て、夜も見ましたんで。ちょっと暗いなという感じしています。

実はですね、汐ノ津呂排水機場につきましては、ちょっとこういった資料をいただきました、危機管理課で。ポンプは3つあるんですね、排水ポンプは1つなんです。実は排水ポンプは1つはですね、そこに置いてある名盤見ますと、1961年です。現在2019年です、ちょうど50年です。50年前の大きなポンプ、さっき1秒間2.13m³の能力があるということでございます。

50年前ですんで、私もっと能力は落ちておるんじゃないかなと推察します、おそらく。ポンプというのは効率が落ちますんで、現在は落ちておる。しかもですね、実はこのポンプの資料ももらいましたら、ポンプが3つあります。排水ポンプは1つです。あと真空ポンプとですね、封じ込めポンプというのがあります。これがあります。こういった結構複雑なんですね。

聞きますと、1つボタンを押したらシーケンス、シーケンスということは順番ということです。シーケンスで動くような仕組みになつとる、最近なつたみたいなんですけども、今なつておるんです。それから水門を閉める、開け閉めもですね、自動じゃございません。目視で水位が上がっておるか下がっておるか見てやっております。非常に実は難しい操作やと、私は思っています。真空ポンプ、封じ込めポンプも、どういうあかりをもって、どういうためにやっておるのかということ、果たして皆さんご理解しておるんかどうか、ちょっと私は不明です。

ちなみに私、昨年、津の香良洲町のほうに調査に行きました、排水機場の。向こうはですね、操作・運転は業者に任せているそうです。業者が来てくれるそうです。結構難しいので、1つはですね、町長にお聞きしたいのは、これをもっと自動化できないか。ほとんど手動でございます、自動化できないかどうか1つと、もう1つはよそからですね、メンテナンス業者に運転を頼めないかと。

昔はですね、役場の職員がじゃなくて、汐ノ津呂の排水機場は消防団がやとつたみたいなんです。それから出垣内は地元の方がやとつたみたいなんです。今は職員ですね、職員さん大変だと思っています。その辺につきましては、町長ご意見ありましたらよろしく。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

少ない職員の中ですね、やっております。それは責任を持ってですね、それを稼動しなければいけないという責任感からやっております、交代要員も含めてやっております。そういう中で確かに、よその町の新しいポンプですと、いろいろな機能がついております。ですから目視というような形でやっています。先ほどおっしゃっていただいたように、真空ポンプで真空にできないとですね、水が揚がらない状況ですので、これは 50 年当時におそらく全般的に流行ったような、50 年前にね。流行ったようなことで、湛水防除施設がみんなそういう形であって、あそこは湛水防除ではないんですけど、そういうポンプが主流だったんじゃないかと、私は推測しているところでございます。

それで、議員がおっしゃるとおりで、このポンプだけではということで、今、いろいろご要望しているところでございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ダブってしまいましたけど、改修計画のですね、今計画されておると思うんですけど、この間 1 対 1 対談でも、町長がいろいろ発言されていましたが、進捗状況あるいは予算規模、補助金等の見込みにつきましてのスケジュール、わかっておる範囲内で結構でございます。よろしくどうぞ。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これスケジュールですね、私としては 1 日も早くということで、29 年に消防署が移転しました。その前に消防署が移転ということが決まりましたですね、その時点から取り組んでおります。

それで、29 年は本格的に移転した時に、いろいろと予算等も含めて、どんどん詰めていったわけです。そうした時に 1 対 1 でもお話したように、莫大な金額がかかるということがわかってまいりまして、我々としてはスケジュール的には、1 日も早くという気持ちではございますが、今の段階でそういった補助金、知事もおっしゃってましたよね、ほかにも方

法がないか県としても考えますというようなことおっしゃっていただきました。

ですから、我々はスケジュールとしては、今どこでということはないんですけど、1日も早くということで、ずっと今年もですね、ずっと国会議員の皆さん、それから中部地整、それから三重河川事務所、三重県、そういったところを回らせていただいて、何とかできないか提案をしていただいたりしたんですが、今ちょっと厳しいなど。

そして、予算のこともおっしゃったですか、いくらぐらいで。約9億円前後かかるというようなことですので、単独で取り組んでいくには厳しいことで、我々はそういう予算を少しでも有利な起債、また、交付金、補助金をですね、求められないか、今、検討して詰めているところでございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今の答弁を聞きましてですね、町長は一生懸命やられておると、これはよくわかります。ただ、補助金なり助成金なり、そういった部分がわからない点では、ここまでで完成するということは言えないということで、私、理解したんですけども。

それですね、もう1つちょっとお願いします。努力というか、それはよくわかります。もう1つお聞きしたんですが、排水ポンプ、現在では能力が足りないというのは、皆さんご存知やと思います。当然何故かといいますと、遊水池なくなったんですね。1967年の写真を見ますと、役場の裏のあたりずっと葦といいますか、町長もよくご存知だと思いますけど、田んぼとかそういった状況で、遊水池になっていました。

その前になりますと、今の朝日町あたりも遊水池になっていました。ということで、今、遊水池ってありません。排水ポンプの仕様が非常に大切なんです。排水ポンプをですね、どういった仕様はですね、どのような組織なり、どのような方が仕様を検討されるんか、検討する主体をちょっとお聞きしたんですけども、よろしいでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

仕様というか、この計画、概略設計をしていただいたのも、そういう排水のプロでございます。そして、そのみならず三重県の関係の技術センターというのもございます。そこにおいても同じようなことで、金額等も聞かさせていただいております。それから、今あるの

が横軸のポンプでございます、排水ポンプでございますが、我々の目指しているのは、その真空の状態になるまで吸い上げることができないことではなしに、縦軸のポンプで早い時期から排水ができる能力のあるポンプを目指しているところでございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

縦軸、私も賛成でございます。真空ポンプなど使わずにですね、いいと思います。

実は、私さっき言いました。18日の夜、ポンプは止まっておるんじゃないかと、ちょっと感じました。音がしなかった。あそこのなんでこんなことを言いますと、昔は消防署の方が運転していました。かなり大きな音するって、ちょっと聞いておりましたもんで、実際動いておったんだろうと思いますけども、そんな状況でございます。

私のほうがポンプ、排水機場を調査してきました。ちょっと提案でございますけども、仕様に関するところでございます。これがですね、熊野川相野谷って、ご存知ですか、紀北町にございます。相野谷のどこ、相野谷から熊野川へ出るポンプでございます。取水口がですね、堤防の上段にあります。これぐらいに堤防の上段にございます。同じくですね、ところがうちの場合はこういう状態でございます。底ですね、川底です。川底で直角じゃなくて、ちょっと下向いておるなと思ったんです。それは直角じゃちょっとまずいもんで、ちょっと下向いておるなと、それなりに工夫しとるんですけど、これですと動いておるかどうかわかりません。

もうこういうポンプでしたら、動いておるかどうかというのは、一目瞭然で、一般の方にも安心して見れるんじゃないかなと、なおかつこれやったらバックウォーターがある可能性があります。本流の具合ですね、場合によればごみが詰まる可能もないとはいえませんが、こういった上から落としたり、まずありません。これはできるかどうか、ちなみにですね、あそこの相野谷には高岡地区っていうところご存知ですね、浸かるところで。

相野谷を見ますとこういうポンプでございます。取水口、やっぱり上にあります。上にもつくれるんじゃないかなということがありますもんで、こういったことをちょっと考えていただけないかと、これはあくまで提案でございます。これに対する感想なりご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう形態もありますし、今、特に口径の小さいやつなんか、そういう上からのもんもあろうかと思います。我々もそれは河川管理者の方とですね、相談しながら今後、設計をしていく上で、どういう形が有利というか、より排水がスムーズに行くのかということ、三重県の河川なんで、河川管理者との協議がありますんで、そういうのも含めてですね、今、頭を固めてどういう形、今の、この前に知事の時に見せたのは、下から出しているように、今の形だったんですけど、それらも含めてですね、前へ進めていく時は検討していきたいなと思います。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

この排水機場の中身につきまして、私も大学の先生にもちょっといろいろ聞いてですね、勉強したいなと思って、それをまた提案もさせていただきます。提案を受けていただいて、実は私なんでこんな細かいことを言いますというと、この場でしか公式な発言が議員としてしにくいもので、この場でちょっと言わせてもらいました。

ちなみにですね、もう1つ今回、排水機場全体を工事するならばですね、私は津へ行った時にこんなことを言われていました、津のその管理者の方ですね。各排水機場同士を横につないでおると。つまり相賀地区の場合は、こぶた川がございまして、相賀地区の方はご存知だと、こぶた川と源八はつながってはないんですね。あれをうまくつなげるようなことが、これはお金もいることですし、あれなんですけども、相賀の渡利の橋を改修工事をするのもございまして、もしできればですね、そのほうがよりベストではないかと思っております。これはあくまで提案でございますんで、小耳に挟んでおいていただいたら結構でございます。よろしくその辺、検討願いたいと思います。

次はですね、もう時間、防災関連の周知情報に、周知されたことでございます。に入りたいと思います。河川の増水がですね、遠隔監視できれば、監視カメラ、ライブカメラを設置し、その情報をスマートフォンなど、紀北町の防災ナビですね、アプリなどに確認できるようにすることはできないのでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ライブカメラなんですけど、今度のデジタル化において、河川のライブカメラをつけたいなと思っております。まだ今、確定したわけじゃないんですけど、そしてそれを役場内で見えるようにはするんですが、そこから外に向けては、ちょっといろいろシステムのこともあるかと思えます。そういう話もしてみますが、例えば水位を見るということだけであればですね、三重県の防災三重から水位が、随時見てますし、10c m上がったよ、下がったよというのも見えますんで、そういうことはできると思えます。

それと関係ないんですけど、河川とともに海のほうを向いてライブカメラも、ちょっとつけてみたいなど、相談をかけているところがございます。ただ、カメラの設置が中心的な基盤の中で、何画面接続できるのかという問題もございますので、それはこれからデジタル化の中でやっていきたいなと思えますが、おそらく外に向けて、それをライブカメラが見えるというのは、ちょっと難しいような気がします。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、言われましたようにですね、若干検討されておるということで、できましたらですね、将来外部に見れるようにしていただける大変ありがたいと思えます。

次の質問に入ります。紀北町の避難所開設の基準とですね、開設した場合、住民への周知はどうされておるのかと。開設したという周知ですね、これをちょっとお聞きしたいんですけども。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

開設についてですね、どこまで周知しているかというのは、防災アプリではこの間は周知させていただきました。基本的には長島地区に2カ所、海山地区2カ所ですね、早期避難のために早くから職員が開けております。それは東長島公民館と長島の多目的会館でございます。こちらのほうは福祉センターともう1つどこやったかな、三船中学校ですか、そこをできるだけ早く台風きだした頃には開けます。

あと、開設はですね、それぞれの自治会、相賀地区でしたらご存知のように、区長さんが開けていただいたり、いろいろ自主防災の方がやっていただいておりますんで、その時その時ですが、役場としてやっていることは、ここへ行きますよと連絡がきたらですね、区長さ

んなり自主防災会なり役場の職員がいくなりして、開設をさせていただいている、そのような状況でございまして、前回の時は防災アプリで開設場所を載せさせていただきました。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

実は相賀地区はですね、相賀自主防災会としまして、危機管理課に要望しまして、前回と前々回ですね、放送で入れてもらいました。アプリを持ってない方もおりますもんで、防災情報放送ね、これを全町に広げていただいたらありがたいなと思うんですけど、これにつきまして何か。できませんかということです。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

開設等はですね、なんか今聞くと支所のほうは、それぞれの地区でもできるということでございまして、今後、そういう防災を使っていいのかどうかという部分、本当に台風がきて、逃げなきゃいけないという時にですね、いろいろな情報がそこから流れてくると、またいろいろな問題あることもあろうかと思えます。

だから、防災のデジタル化がしたら、運営についていろいろと検討したいと思えます。そういうことで、基本的にはですね、地区の自主防なり自治会が開けるべき集会所、それから役場が鍵を持って開けに行く場所、そういうところを地域地域の人が、十分認識していただければありがたいなと思えます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

時間がないので、ちょっと取り急ぎます。ありがとうございます。

周知は今後検討していただきたいと思えます。

次のあれですけども、DONET、本年からですね、三重県でDONET、古江陸上局のDONETの活用ができるとのことですが、三重県との協議は始まったのか。その進捗状況について、わかりましたらお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

DONETの話でございますが、これも随分以前にですね、あそこに基地ができて、DONETを活用した津波予測伝達システムの状況ですが、県南部7市町、紀北町が入っておりますが、については津波被害想定データの作成が終了したため、現在、気象業務法に基づく津波予報の認可申請を行っていると、県のほうから聞いております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ありがとうございます。次の質問に入りたいと思います。

授業中の生徒にですね、J-ALERTの防災情報でございます。J-ALERTはご存知のように気象庁の話では、地震津波あるいはミサイル発射情報などのJ-ALERTにおいて、特にその中で緊急地震速報が揺れまでが、だいたい出た場合ですね、数秒から長くても10数秒といわれております。わずかな期間でございます。

授業中の生徒、窓を締め切った冬の授業中の生徒を考えてもらったらいいんですけど、そういう時にですね、例えば10分後、20分後に放送しても何も意味はありません。瞬間ですね、同時ぐらいに知らせないかんのですけども、その辺につきまして、どのようなことになっておるのか、よろしくお願ひします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず職員室にこの戸別受信機を置かさせていただきました。そういう中でいろいろご意見がありまして、聞こえない場合があるんじゃないかということで、各階にですね、今、戸別受信機を置かせていただいております。そういう中で、聞いた方が直ぐ児童・生徒に伝えられるようにということで、メガホンも準備させていただきました。

ですから、機械ばかりに頼るのではなしに、訓練をすることによって、教師の方たちが一斉にそういう行動に移るということで、訓練をしていただいていると私は考えております。そして、以前も校内放送とつないだらどうかということがあったんですが、今の状況ではなかなか難しいという判断でできませんでした。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

数秒から十数秒といいますと、廊下を走っておったら間に合わんのです、はっきり言いますと間に合わんのです。例えばですね、松山市とかですね、全国でいきますと、J－ALERTが出たら、校内の教室内のスピーカーと連動しとるシステムがあるそうです。そういったところお金も要りますんで、直ぐにはできませんけども、そういった形をやっていただくと大変ありがたいなということでございます。これにつきまして何かご意見ありましたら。

平野隆久議長

中井克佳教育長。

中井克佳教育長

現状をお伝えします。現状は校内に複数個、必要なところにJ－ALERTの聞き取る機械を置いてあります。鳴ればほぼわかります。だけど、体育のように実技を伴うところは聞けませんので、その場合は職員室から直ぐ人が走るように、マニュアルをつくって動かしています。

毎年毎年、職員が変わりますので、もうこれで安全ということではなく、年複数回、行っております。以上です。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ありがとうございます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

教育長からですね、そういう訓練等のお話聞かせていただきました。それと、体育でも外であればJ－ALERTは一斉にぱっと響きますんで、聞こえますんで、教室内のどっかにいて聞きづらいところという話なんで、今もですね、以前のアナログでは難しいという話でした。ですからそこに校内放送をつなげないかということのを投げかけてはあります。この今の業者に。ただできるか、できないかちょっとわかりません。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

急ぎます。ありがとうございます。

実はですね、実は 18 日の夜、私、泊まったんですね。相賀小学校の 2 階へですね、住民と一緒に。さっき 7 名、20 名ぐらいおったように思いますけども、泊まりました。その時に思ったんですが、例のトイレですね、ご存知やと思いますけど、途中で排水槽が詰まって使えなくなったんですね、逆流して。あれが何とかならないかということで、何とかありませんか。以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはもう何年前、あの時は 16 年かな、何年に、前にあったんですね。その時も 23 年ですかね、紀伊半島大水害、度にあそこは低いもんですから、なっていて途中でタンクつくろうとか、いろいろな話もあったんですけど、平時のようにできない、宅内避難している方も同じ状況、相賀ですとほぼ同じ状況になります。そういう中で、簡易トイレをですね、用意させてもらったりとかいうことで、今やっておりますんで、当面そのやり方で平時のようにはいかないけれど、簡易トイレやテントもですね、設置しながらご利用いただくというような形で、今、運営しております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4 番 岡村哲雄議員

できたらですね、簡易トイレの横に追加できるようなトイレ、ちょっと考えていただきたいなど。これはあくまで要望でございます。じゃあ時間もきましたので、次の質問に移りたいと思います。

環境問題についてでございます。今年の県議会ですと、尾鷲市議会、県議会ですとそれぞれ土砂等の埋立等の規制に関する条例案がですね、本会議で出され、来年度から施行される流れになっています。これはもうご存知かと思えます。

土砂埋立の面積 3,000 m²以上に限っては、三重県条例と紀北町条例が重なっております。紀北町条例は届出制になっているが、県条例及び尾鷲市条例はともに許可制になっております。条例案ですね。ということでございます。名前が違うんですけども、以下の質問は県条例案とかですね、尾鷲市条例案ということのを略して質問させてもらいたいと思います。

まず条例が重なる部分で、県条例との整合性の問題です。私は 9 月議会ですと、県条例

との整合性をとるように質問し、町長は県や尾鷲市と相談して、適用除外の基準については考えていくと答弁されました。また、私は県や尾鷲市との条例と同等以上の規制になるよう、紀北町条例を改正すべきと、その点では提案しました。それに関連してでございます。

まずもし手元にですね、地方自治法がございましたら、ちょっと読んでいただきたいんですけども、地方自治法第2条の6項と、2条の16項、17項、ありました。なければ私が読みます。

平野隆久議長

読んでください。

4番 岡村哲雄議員

では、私が読ませてもらいます。地方自治法第2条6項ではですね、都道府県と市町村はその事務を処理するにあたっては相互に競合しないようにしなければならないと。2条16項では市町村及び特別区は都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。17項では、この規定に違反する行為は無効とする旨の規定がございます。

これを読む限り三重県条例の重なってる部分はですね、県条例の方が優先されるのかなという感じもするんですけども、それにつきましてどうなんでしょうか、ご返答願います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県との整合性の問題なんですけど、この問題につきましてですね、担当課長の玉本がですね、県と随分調整をしながら、話し合いをしながらやってきておりますので、玉本のほうから答弁させていただきます。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

地方自治法を主にご質問をいただきました。それに沿った形でできるだけ回答させていただきたいと思いますが、地域内で効力が発生する条例のうち、目的が競合する条例につきましては、これはそれぞれの効果を阻害しないように調整する必要があります。それが今言われた件でございます。

いずれかが適用除外する必要があるが出てきておまして、土砂の埋立に関し、三重県条例案、町条例との適用除外ができる規定を既に設けてございますので、それについて対応に備

えている状態がございますので、今後判断していく内容でございます。以上です。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ここに三重県条例案があります。尾鷲市条例案、それに紀北町の条例がございます。これを読ませていただきました。三重県条例案の36条でございますけども、ここに適用除外があります。読ませてまいります。土砂等の適正の処理に関しては、この条例と同等以上の効果が得られるものとして、知事が認める内容を有する条例を制定している市町であって、規則で定めるところによりしているものの区域については、この条例の規定は適用しないと。

私これ読んでかなり曖昧だという感じがしました。因みに千葉県ですとですね、この千葉市の条例を適用除外するとか、南房総市を適用除外するとか書いています。これは知事が認めたものでございます。これに関しましてはですね、これは適用除外するのは、町からの申請によって適用除外として知事が判断するものと考えられるか。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

条例にはいろんな構成があります。千葉県の条例と比較するのではなくて、三重県条例の第36条の市町の条例との調整の適用除外、曖昧ということですが、こちらにつきましては、立法技術の基本に則した規定整備となつてございまして、規則で規定すると明記してございますので、町と県の意思疎通のもと適用除外のすみわけを今後整理していくということでございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

失礼しました。今、課長の話ではこれから検討していくということでございますね。現在では決まってないんですね。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず、町条例の改正が必要という趣旨で質問されておりますので、土壌の規制面とか、土

砂の埋立の構造などの根幹部分につきましては、町の規制との乖離が現状ないと想定がされております。町条例の作成段階からも県条例の制定ができた場合ということを見越しておりましたので、現状では条例改正の必要がないと考えておりますが、一方で条例の適用に関しましては、町区域外での銚子川の上流の件もそうですし、こちらも開発行為の対応また土壌基準を超えた土砂の埋立規制につきましては、三重県と県条例の対応はより効果的と考えてございまして、三重県条例の施行の日から 3,000 m³を超える埋立につきましては、三重県のほうへ、また土壌基準を超える土砂の対処につきましては、こちらについても三重県に対応をお願いしたいということで、現在相談を進めておりました、紀北町の手続きとしましては、町規則におきまして適用除外の規定をしていきたいと現状考えてございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

じゃあ2点お聞きします。適用除外の効果をですね、紀北町でいれていきたいということはどこですか。もう1つはですね、このまま何も適用除外せなんだらですね、業者の立場としては、両方の条例をクリアしなければならないのか、この辺につきましてお願いします。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず目的が競合する条例は2つ存在していませんので、どちらかということになります。あと町の条例の関係ですが、町は既に規則で適用除外等を定める条項をつくっておりますので、具体的には規則の第6条の条文の中に、県の土砂条例の許可にかかるものといった規定を加えることによって、ただいま私が申し上げた除外の棲み分けができるということでございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

じゃあ業者の立場としましては、3,000 m³以上の場合ですね、県の条例をクリアすればよいという判断でよろしいんですか。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

紀北町の条例で三重県の許可にかかるものを除外した場合には、三重県の条例の適用を受けるということでもあります。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

県に任すということで、県が中心になりますね。取締りというのか監視関係も県が中心になって、主体になってやる。それで結構だと思います。

私は条例の改正をするべきやと思っています。三重県の条例を優先する旨の項目を加える。さっきの規則で加えているということで、条例で加えるほうがいいんじゃないかなということが1点と。

もう1つ三重県条例より厳しい規制を町条例に加えることが必要だと思っています。これにつきましてお願いします。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず厳しい条例の改正をということですが、県条例案ですが、これは三重県の環境審議会とか条例のあり方検討部会とか、さらに県民の皆さまからのパブリックコメントを踏まえた上で策定がされた結果であります。その策定を持って審議会で最終的に確認がされておりますが、そちらでは環境学であるとか、工学であるとか、医学、弁護士など専門家の方の参加のもと規定化された内容が、町の条例と同等程度と考えられることから、町の規制内容、県条例ともこれは適正なものであると考えております。

また、条例に定めるというべきなんですが、基本的には細目的な部分については、規則に委任するというのが基本であります。県条例、町条例とも適用除外については規則で定めるといった記載になっているというのが、そういった理由からであります。以上です。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私はさっき言ったように、より厳しい条例をつくるべきやということが、私の意見でございます。それはもう回答は結構でございます。

実はこれ尾鷲市の条例がございます。紀北町生活環境の保全に関する条例についてですけども、尾鷲市の条例8条の1項にはですね、土砂等の埋立等の区域面積が1,000㎡以上3000㎡未満であって、かつ土砂等の埋立等の高さが1mを超える場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないということで、許可制になっています。尾鷲市はすっきりしております。それは県もあります。

中身を見ますとですね、ほとんど焼き直し、こんなこというたら悪いですけど、県の条例とほぼ同じでございます。区域をきちんと仕分けしています。もう3,000㎡以下は尾鷲市でみると、それ以上は県にもってこれと、はっきりしています。あとでつくったほうがやりやすいと思います。

玉本課長がつくった紀北町条例は大変やったと思います。当然ですね、尾鷲市条例もそうです、県条例はしっかりしております。細かいところまでできております。関係法令はきちんと抑えてあるんやとみています。それはマンパワーが紀北町より大きいですんで、当たり前でございます。もうしっかりしていますんで、これに沿ってやっていけばいいんじゃないかと。そういう意味でいきますと、尾鷲市の条例にはまだ尾鷲市の条例のほうが、こちらより厳しいです。はっきり言いますと許可制の問題。

それからもう1つ自主規制の問題があります。うちは環境配慮区域というふわっとしたものがあっても、向こうは禁止区域、県と一緒になんですけども、禁止区域と指定できると、そこまできちんとしています。そういった形にですね、少なくとも尾鷲市ぐらいのやつをやっていたきたいなと思っています。

因みになんでこんなことをいうかということ、例えば2,999㎡の場合、環境配慮区域以外だったら、たぶん紀北町の場合、するようになると思うんです、環境配慮区域以外やったら。いかがでしょうか、ずっと山奥の場合。例えばの話で。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず立地規制の関係をおっしゃっていましたが、一般的な社会活動において、厳しすぎる埋立行為の規制については、埋立行為自体が頻繁に行われていることですので、これ以上の制限は住民生活に支障をきたすと考えておりますし、山奥の生活環境配慮区域も満たらん場所に残土の埋立が実際に起こるかということは疑問ですが、起こり得ます。それは起こり得ます、ただこの都道府県の条例についても、3,000㎡以上と一定の面積の基準を置いてい

るというのは、やはり 3,000 m²という広さに一定の有効性といいますか、相互性があるものの面積が 3,000 でありますので、そこから厳しくするという理由として、うちは環境配慮区域ということで定めたということですので、ご理解いただきたいと思います。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

自主規制については、課長の言われることはよくわかります。ただ県も尾鷲市も禁止区域と指定しております。県も規制してありますんで、そんなに生活、一般常識からいうときついと私は思っています。ちょっと読んでいただきたいと、もしあれやったら読んでください。と思います。私は禁止区域についてはそうやと思っています。

ちょっと時間もありませんので、あとのほうに入っていきたいと思っています。

それでは、町長に最後に聞きます。3月議会ですね、次の議会、三重県や尾鷲市の条例と同等かそれ以上の厳しい規制の条例改正案を出すつもりはあるのかないか。これは玉本課長さっき言われました町長から答弁をお願いしたいと思います。以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、課長が答弁したとおりで、我々としては県の条例の部分で、できるところはできて、うちも 1,000 から 3,000 の部分がありますよね。規則でも条例でも一緒ということなんで、効果自体は変わらないと思いますんで、条例に変えたから、規則で変えたから、適用除外の項目そのものが規則の中にありますんで、そこでいいのではないかと思います。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、町長と課長言われました同じことですので、適用除外については、尾鷲市もこちらも条例に入っておりますけども、うちは規則に入っておると。規則につきましては、ここで上程されるのではなくて、執行部できめられることだと思えます。それでよろしいんですね。それで規則でそうやってかえるから、もう改正の必要がないと、そういう判断ですか。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

規則に適用除外だけを規定するというわけではなくて、条例に適用除外を規則でできるということを規定した上での規則でありますので、これは三重県条例とも紀北町条例同じ構成をしておりますということで、あと間違っただけで伝わってしまったら悪いので、禁止区域のことを言われておりました。これは未来永劫禁止区域というわけではなくて、特定の何らかの障害があった場合は6カ月以内に限りというものでありますので、ちょっと間違っただけで伝わったら悪いと思っておりましたので、ちょっと補足させていただきます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、禁止区域のことを6カ月、確かにそうです。ただしこれは延期すること、延ばせるということ、書いてありますので、よろしいですか。何回でも延ばせるんです。その禁止区域は、場合によれば。そうですね、確認します。

平野隆久議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

はい、おっしゃるとおりであります。ただ、紀北町の条例におきましても、マニュアルを定めておきまして、搬入の制限であるとかという部分についても協議をしていくということになっていきますので、町としては危険な状態があったら、搬入を一時止めてくださいという指導に入るということでもあります。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

わかりました。これにつきましてはですね、私は私の気持ちもありますので、今後も意見いうてくかわかりません。いうことはよくわかりました。いう意味はわかりました。それで僕は万々歳とは思いませんけども、いう意味はよくわかりました。

ある一定の評価は当然するつもりでございます。

もうあと4分ですので、最後になります。地域公共交通について、ちょっと前者議員とかですね、何人も議員がこの地域公共交通の問題については、お話をされておりますので、私は2点に絞ってちょっと質問したいと思います。

今回ですね、三重交通、主体というのかな、主体は町です。町ですけどもシステムの運用は三重交通にある程度委託するということですけども、果たして三重交通もいいんですけど、私反対ではないんですけども、三重交通は営利企業でございます。赤字がずっと続いた時にぼんと逃げていくというのかな、引き揚げてしまったらこれは大変だと思います。先ほどの前者議員も言いましたが、社協がやったり、そういった民間、地元の業者やったら、そういうことはあまり考えられませんもんで、そういったことですね、民間の活用につきましては、今後どう考えられるかということをお願いしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、運行管理の部分だけを三重交通に委託するという事なんで、そこで利益が得ると得ないとかの話ではございませんので、管理料を出すということなんで、赤字だから逃げるとか、そういう話ではない話ではないかな。それは三重交通の本体が逃げていくという意味ですか。新交通に関わる管理運営、それは委託ですからそのままいけると思います。それでこの管理委託の場合はですね、基本的にやっぱりプロに管理をすることによって、事故対応やいろいろな対応がですね、十分していただけると思いますので、その部分については三重交通があとから引き上げていくとかいうことはないし、もしノウハウができればですね、町でということもあります。この事業自体は町主体で、町がお金を出しますもんで、そこで赤字がどうのこうので、三重交通がということではないと思います。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今いみじくも町長が答えられたこと、ノウハウのこと。実はたぶん三重交通に管理運営をお願いしたのは、おそらく安定しとることだと思います。慣れておることとか、何か事故が起きた時の安定感でやられておる。安定感はもちろんよろしいんですけど、そういった三重交通が持つておるノウハウをですね、民間の業者、業者というか民間の住民っていいですかね、そういった方に引き継いでいくためにも、三重交通だけじゃなくて、共同体をつくってやっておられるほうがいいんじゃないかと。

だからこの問題につきましてはですね、もちろん町が主体になるのはいいけど、民間の業者なり民間住民なり、いろんな方、地域公共交通会議だけでなく、そういった方の知恵を

集める協議会なり、そういったものを持ってですね、今後考えていかれたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、それにつきましてありましたら、よろしく。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協議会とかですね、そういったものということなんですが、今行っているのは、どちらかというと事務的な詰めとかですね、そういった部分が多いもんですから、住民の皆さんの意見の聞き取りはですね、今までもいこかバスの時も、相乗り運送の時もずっとさせていただいておりますし、民生委員等、地区の代表の皆さん、そういった方々も老人クラブの方も入っていただいております。

そういうことから意見は集約できますので、協議会というのは公共交通会議が、その協議会を担うものだと思っております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私、協議会というのは関係者そうですけども、一般の住民、一般のお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、そういった方の声を聞ける場をですね、代表ではなくてつくったらどうかと、ちょっと思っています。ということでございます。これはあくまで私の意見でございます。もう時間がないので、まとめにいきたいと思います。

私は今回3つの質問をしました。防災・減災対策、これに関しましては明日からでもやっていただきたいなど。排水機場の改修につきましては、できるだけ1日も早く頑張っていたきたい。それまでに排水機場全体ですね、システム構成といいますか、概要設計だったりも、皆さんにある程度、つくってから報告するんじゃなくて、公表してください。こういった考えておるということを、ちょっと示していただくと大変ありがたいなと思っております。

さらに環境問題につきましては、今の環境条例も10年先、100年先を見据えた、取り組まなければならないと思っております。明日の問題やなくて、10年先、100年先、1,000年先、そういった感じで、長い目で見なければなりません。執行部におかれましてはですね、住民の知恵をもちろん議員も含めてですけども、住民の知恵を汲みながら、最善の努力をしていただきますよう是非お願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

平野隆久議長

これで岡村哲雄君の質問を終わります。

なお、大西瑞香君ほか4名の質問者については、18日の本会議の日程といたします。

平野隆久議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 4時 01分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 3 月 3 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生